

平成26年第2回平取町議会定例会（開会 午前 9時30分）

議長

おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、10番平村議員、11番安田議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序によって指名をいたします。最初に4番松澤議員を指名します。松澤議員。

4番  
松澤議員

4番松澤です。先に通告しておりました、商店街ポイントサービス事業への行政連携について伺います。町では、各種講座やイベント、健康診断など、さまざまな事業を実施していますが、各課職員の努力に対して参加者の確保に苦勞している現状にあると見受けられます。私も時間のあるかぎり出かけるようにしておりますが、すべてではありませんが、用意されたいすに空席が目立ちます。その理由は、行事が重なった、興味がない、面倒くさい、自分にとって魅力がないなどなど、いろいろあると思います。ですが、町の施設、予算、職員の労力を使い、町民のためにと開催したものについて、ひとりでも多くの参加者を増やすことができないかと考えました。昨年、自治振興会の住民大会に行きましたが、私もメール等で何十人にも声をかけましたが、その場に来ていただいたのは、私を含め4人でした。当たらない人のほうが少ないくらい景品が当たりました。思いがけなかった分うれしくて周りの人に行けばよかったのに、と言ってまわりました。もちろん、そんなことがなくても、参加者が多いことってというのが理想です。が、何かいただけると、ちょっとうれいってという気持ちになるのも人間です。何か開催するたびに景品というのは無理ですが、現在平取町にある平取トマトスタンプ会に平取町が加入し、参加するとポイントがもらえるようにするのはどうかなと思います。行政が加入している大空町の例をみますと、課ごとにポイント進呈対象が決まっており、例えば総務課は防災訓練ほか3事業、福祉課、保険介護課は健康診断、介護予防講習会、幼児健康診断、ボランティア活動なども参加するとポイントをもらえるようになっております。社会教育課は公民館講座、マラソン大会の協力者、花いっぱい運動、消防は、救命講習会と多数あります。マラソン大会の場合はマラソン大会に出場する人ではなく、大会を運営する協力者の方にポイントがあたるようなことになっているようです。町が指定する事業等に参加した町民に対して、ポイントを付与することにより、参加意欲を高揚させ、参加者の増加や、地域の活性化につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長

町長。

町長

それでは、松澤議員のご質問にお答えを申し上げます。ご質問のように町で主催する講座、あるいは検診等を実施してございますけれども、参加者の確保に苦慮しているケースもございます。参加することによって、ポイントを付与することによって、楽しみが増え、参加者の増につながる可能性があるかと存じますので、結論から申し上げまして、十分その効果等も調査をしてまいりたいというふうに考えてございます。このポイント制度については、町政の執行方針にも掲げておりますけれども、新年度におきまして、福祉ボランティアポイント制度を計画してございます。この制度につきましましては、介護支援サービス事業における活動実績に応じてポイントを付与する介護支援ボランティア事業を開始しながら、ボランティア活動の一層の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。またトマトスタンプ会の加入につきましましては、これについては事前の協議も必要であります。現在のトマトスタンプ会のシステムがそのまま利用できるのか、またホストコンピューターの容量を拡大するための端末の経費がどの程度かかるのか、これらについて慎重に調査をする必要があるかというふうに考えてございます。またあわせて参加者の確保につきましましては、各種講座、検診、イベント等の開催方法について、町としても、それ相当の工夫が必要なのかなというふうに思っております。例えば、先ほどご質問ありましたように、同じ日に行事と行事がバッティングしないように、横の連携を強化するとか、あるいは類似した行事等については思い切って統合することも含めて、検討が必要ではないかというふうに考えてございます。また子育てのお母さんなど参加メンバーによっては会場まで足を運べない方々をどうするのか、さらには講座等の呼びかけをインターネットも活用するなど、さまざまな工夫が必要でないかというふうに考えてございます。特に新年度は町民の皆さんの健康づくりというのは大変重要な課題というふうに考えておりますことから、各地域に保健推進員をお願いをして各種健診あるいは予防接種、体力づくり、母子の保健推進についての理解を深めていただきながら、声掛けをしていただき、町民の健康づくりの意識と、参加者の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。そして商店との連携と活性化については、ご承知のとおり、子育て支援の一環というようなことで、中学3年生までは、医療費の無料化を商工会とタイアップした金券発行事業を引き続き実施をしてまいりたいというふうに考えておりますし、また昨年実施いたしました、地域の商品券の発行事業にも支援しておりますが、地元購買運動にも大きく貢献をしているところでございます。今後とも、商工会及び関係団体との連携を強めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長

4番松澤議員。

4番

現在、平取のスタンプ会、北海道スタンプカード協議会というのがございまし

て、そのなかで胆振東部日高西部でスタンプの研修会をなさったようです。そのなかには行政との連携のことが随分と勉強なされたようですので、これからますますそういうところが出てくるのではないかとこのように考えます。あと、現在金券発行事業を今町長もおっしゃいましたけども、実施していますが、ほかの地域の病院にかかった場合でも対象になりますが、これからいろいろ病院のことも大変な時期でございますので、例えば平取の病院にかかった人だけにポイントをつけるとか、そういう差別化をするためにもこのものをちょっと利用したらいかがかなというところも考えております。あと大きな効果は期待できないかもしれませんが、何か行動を起こす、いままでと違う、そういうことを町民に見せることも必要だと思います。トマトスタンプは平取町でしか使えないので、確実に町内の商店で利用するというのが利点だと思います。カードには登録団体に対して支援する教育支援金がついております。各地域の子ども会、スポーツ少年団、老人クラブ等、その方たちが登録してる団体等に対して与えられるものでありますが、いまいちゃちょっと知名度が低いように感じられます。それも行政参加により注目度が増しますと、そのこともちょっと前面に押し出していき、トマトスタンプのカード発行数も増え、興味を持つ方が増えると登録団体に対する支援の輪が広がると考えます。長浜市では住民基本台帳カード交付開始に伴い自動交付機を設置しましたが、その普及が思うように進まず、市民への周知、広報を含めて、多目的の展開によるカードの交付促進が課題となり、一方、商店街は大型店の進出により、地元市民の客足が遠のくという状況にありました。そのため、民からの提案に行政が検討し、官民が一体となり、商店街ポイントサービス事業を住基カード連携し、相乗効果を目指して、市民サービスが始動したそうです。そこまではちょっと平取町もまだまだ機械とかいろいろなICカードとかにするとかいろいろなことがありますので、そこまでは無理としまして、私はこのことは、商店街と連携を図り、協力し合うということの意味あることだと思います。アンケートなども、いま、いろんな方に参加していただいて、メンバー決めまして会議をなかなかいろんなこと開いておりますけども、例えばアンケートなども対象者に集まっていたら、ポイントを付与してはいかがかなと思います。例えばこのことに対するっていう、最初から予算立ててきちっとしたものではなく、例えばちょっとしたアイデアをいただきたいとか、そういう検討していただきたいとか、気楽に町民に聞く機会もなにか必要なのではないかなと思うことが最近思っております。そのときになんと言いますか、費用弁償だのなんだのっていうそういうことを考えなく、集まってアンケートに参加していただく方にポイントカードを差し上げますぐらいの、程度の町民から意見を聞くっていうその場所もなにか気楽にできるのではないかなと私考えます。あとポイント進呈の経過は事業への参加意欲を誘発し参加者の増大やにぎわい度の増加により幅広い年齢層の普及活動ができると考えます。地域における消費活動が円滑に循環し活性化することとも言えると考えますが、いま一度お考えを伺います。先ほど良い答弁いただいたんですけど、

すみません、もう一度。

議長

町長。

町長

先進地として大空町のソラッキーカード、また滋賀県の長浜市では住基カードによる独自の商店街ポイントサービスがあるということで、ご承知をしてございますけれども、いずれにしても、今後ですね、平取町のスタンプ会との行政との連携というのは、大変重要になるかなというふうに私も思っておりますが、現在一番大切なのは、やはり一つはやはり自助努力というか、そういったことが一番大事なのかなというふうなことを考えておりますが、また、いま皆で支え合うというところに光を当てたいというふうに考えてございまして、最近核家族化をはじめ、地域住民相互のつながりが希薄化するなかで本当にお互いに助け合う互助の精神が重要となっておりまして、これまで町民の多くの方々に、福祉施設の奉仕活動に頑張ってもらっておりますが、今後とも地域で暮らす方々がお互いに助け合い、支え合うことがますます重要となっておりますので、前段申し上げましたように新年度から新たにポイントを付与する福祉のボランティア制度を導入する予定でございまして、これをまず最優先しながら、軌道に乗せて、また軌道に乗った段階でそういった拡大も考えながら、トマトスタンプ会との連携というか、そういったことも視野に入れながら検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

議長

よろしいですか。松澤議員の質問は終了いたします。続きまして、10番平村議員を指名します。平村議員。

10番  
平村議員

10番平村です。先に通告しております、学習指導環境の改善について質問いたします。昨年4月に実施されました全国学力テストの結果が8月に公表されましたが、当町の実態は依然として低迷傾向にあり、危機感を持っております。昨年の町議会で学力テストの結果分析と学力向上の指導法の改善について質問しており、その後学力向上に向けて、学習改善が進められていると思っておりますので、このたびはこの学力テストの関係については、別の機会にお伺いすることとして、今日は松本教育長になってはじめて私は一般質問でございまして、学力向上にかかわる児童生徒の学習環境づくりの視点から、何点かについて、基本的な考え方についてお伺いいたします。最初に、義務教育の段階においては、人づくりに必要な基礎・基本を徹底することが重要と考えておりますが、教育長の教育理念について伺うものです。いま、現代の子ども感覚は自分の気に入らないこと、ちょっとしたことで、かっとなるようなことが起こっています。日ごろは正常と思われるような子どもたちの心の中にも一瞬切れるものが潜在していると言われております。そこで、義務教育を実践していく上で、私は

人づくりの基礎・基本として、まず一つ考えさせること、一つ感じさせること、一つ挑戦させること、一つ感謝する心を育てること、この4点の視点に基づいた教育の徹底を提唱したいと考えていますが、教育長の教育理念について伺うものです。

議長

教育長。

教育長

それでは平村議員の質問でございます、学習環境の改善についてということ、義務教育におけます人づくりということでのご質問になろうかなというふうに思いますが、お答えをさせていただきたいというふうに思います。義務教育におけます目的、目標ということにつきましては、国民が共通に身につけるべき、公教育の基礎的部分を誰もが等しく享受し得るように制度的に保障するものであります。新しい時代をたくましく開き、創造性豊かで、チャレンジ精神を持つ子どもたちを育成していくためには、確かな学力を身につけさせ、一人一人の個性や能力を伸ばすとともに、心豊かな人間性や生きる力を育む学校教育の充実がこれまでも増して重要な課題であるものと考えております。特に学ぶ意欲の低下、自尊感情の低下、規範意識の低下、体力等の低下が現在子どもたちが抱える四つの本質的な課題としてとらえるなかで、平取町教育推進計画に基づき、その課題解決に向けた各種取り組みについて鋭意展開をしているところでございます。また確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす上において、教育内容の充実でありますとか、教育環境の整備を図りますとともに、多様な活動を通じた心の教育を推進をしていくことが肝要なものと考えているところでございます。そのため発達段階に応じて、規範意識や公正な判断力、自らを律しつつ粘り強く生きる力を育み、かけがえのない自他の生命を尊重することなどの基本的な倫理観等を身につけさせるとともに、平取町が有する自然や歴史風土、伝統、文化などの特性を活かしながら、自分の生き方を支え、精神的なよりどころとなります、人間尊重の精神でありますとか、生命への畏敬、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心の育成に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。その具体的な取り組みといたしましては、学習環境及び内容の改善といたしまして、まず、道徳教育の充実を努めていきたいと考えております。魅力的な教材の開発でありますとか、外部人材の活用などにより、道徳授業の工夫、改善を図ってまいりたいというふうに考えておりますが、さらには、各教科でありますとか、総合的な学習の時間など教育活動全体を通じるなかで、道徳教育の推進と豊かな心の醸成に努めていきたいと考えているものであります。次に2点目になりますが、コミュニケーション能力の育成であります。児童生徒が互いに話し合っ、課題を解決する機会を設けるなど、コミュニケーションの楽しさやすばらしさを実感させ、気持ちや考え方を伝え合う、コミュニケーション能力の育成に努めていきたいと思っております。もう1点につきましては、特別活動の充実ということになり

ますが、さまざまな学習、学校行事でありますとか、学級活動を充実させるなかで、自主的、実践的な態度を身に付けさせ、自ら企画し運営する能力の育成に努めていきたいと考えているところでございます。以上が、義務教育におけます人づくり、心の育成を図る上での目的、目標としての大きな柱にするところでございます。

議長

平村議員。

10番  
平村議員

いままでも、このような教育長の発言のように教育の現場から子どもたちのためにいろいろとはやっていると思いますけれども、先ほど私の四つの視点を申し上げましたが、そのなかで今日特にお伺いしたいことは4番目の感謝する心を育てることでございますが、自然やものへの感謝、それから親や友への感謝、社会に対する感謝の心を育てることであり、その心の奥には、他の迷惑をかけない優しい心、人の心の痛みに対するいたわりの心、命の尊さに対する思いやりの育成があります。そこで、これらの教育実践は道徳の時間で学習活動の間にやられていられるようですが、道徳の指導計画は、教職員参加のなかで計画され実践されているのかどうか、お伺いしたいのと、文部科学省が本年度から小中学校で使用する道徳の副教材を公表されていますが、授業での適切な活用について、どう指導されるのか、教育長の考えを伺いたいと思います。

議長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきます。先ほど来、平村議員のほうからのご指摘もごさいますが、子どもたちに対する考える力、感じる力、さらには挑戦すること、そして感謝をする気持ち、優しい気持ちを持つということが、義務教育において大変重要なことであるというふうなご指摘でございますが、私もまさしくそのとおりだというふうに思っております。激動いたします社会のなかには、次代を担う子どもたちをはじめといたしまして、町民すべてが明るい未来を思い描きながら自分を見失わず成長していくことが重要であるということに鑑みまして、自分も他人も大切に作る心でありますとか、大きな視野で判断する能力、さらには予期せぬ事態への柔軟な対応ができる能力、新たな世界に踏み出す勇氣、そしてそれらを支える健康な体力、加えて生涯にわたって学び続ける意欲を身に付けた知徳体のバランスのとれた人格を形成することが、教育の大きな役割であるというふうに考えているところであります。このような教育に課せられた役割でありますとか、課題への対応など、未来をつくる教育の重要性が一層増すなかにおいて、本町の教育のよりどころとなります普遍的な理念が必要であるという考え方から平取町の歴史風土や文化を愛し、豊かな心の育成を図る生涯学習社会の実現を目指してということを経験理念といたしまして、平取町教育推進計画に現在定めているところでございます。ただい

ま、心の教育というようなことで、道徳の推進ということで、各学校においての取り組みでありますとか、新年度から道徳におけます道徳教材ということでの新たな教材使用ということになります。現在使われております心のノートの全面改訂版となります、私たちの道徳ということでのご質問になろうかなと思っておりますが、道徳の授業ということにつきましては、各学校それぞれ学習指導要領に定められた時数等をもとにいたしまして実施をいたしております。これらの授業を展開していく上においては、各学校における道徳教育推進担当教員ということになりますけれども、これらが中心となりまして、それぞれ年間計画等を立てながら、実施をいたしているところでございます。それと、先ほど申し上げましたけれども、新年度からの道徳の副教材ということになります。心のノートの全面改訂版であります、私たちの道徳ということで、これらについては、現在すでに国のほうから各学校のほうに配布がされているところでございますが、これらについては新年度より全面的に活用していくなかで、それぞれ児童生徒の心の育成に努めていきたいというふうに考えているところでございますので、お答えとさせていただきます。

議長

平村議員。

10番  
平村議員

先生方が道徳の全体的ななかで子どもたちに教えているということで、安心はしていますが、やはり全員の先生方で子どもたちにいつでも教科のなかだけではなく、すべての教科のなかで、やはり普段からそういう道徳の教育をぜひやっていただきたいと思っております。あと次に、2点目に入ります。次の2点目は、学力向上にもかかわってまいります、小中連携教育の導入について、教育長の所見を伺いたいと思っております。いま、学力低下の問題、生活の指導などのほか、少子化時代に対応した学校づくりを模索するためにも、6・3制の固定的な枠をはずし、小学校、中学校の段差をなくして9年間というスパンのなかで小中連携教育が求められていると認識いたしておりますが、この制度の導入について、教育長の所見を伺いたいと思っております。義務教育の6・3制の弾力化については、子どもの心が体の発達度に合っていないということで、文部科学省が制度改革案をまとめて発表した経緯がありますが、現在は改革が見送られております。この小中連携教育は学力向上をはじめ、生徒指導、生活指導などを系統的に、継続性を持って指導計画をつくり、実践的な指導によって教育効果を向上するのではないかと考えていますが、この制度の導入にあたっては、学校現場、特に教職員の意識の改革にかかわるもので、難しさは承知しておりますが、検討委員会的な組織を立ち上げ、制度導入の検討をしていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

議長

教育長。

小学校、中学校におけます連携教育にあたりましてのご質問ということになるかなというふうに思いますが、ご質問の趣旨からまいりますと、小学校から中学校への移行も含め、円滑な接続を行うなかで小中学校の教育を一貫した考え方をもち児童生徒に質の高い教育を行うべきではないかとする内容というふうに受けとめさせていただいておりますが、あわせまして議員におかれましては、現在、全国的にも小中連携から一貫教育が実施されていることに鑑みまして、地域事情等も併せるなかにおいて、前向きに検討すべきであるということであろうかなというふうに思います。ここで若干小中連携及び小中一貫教育の意義、並びに違い等についてご説明をさせていただき、教育委員会としての導入のあり方についてお答えを申し上げたいというふうに思います。現行の法制下にありましては、申し上げるまでもなく、義務教育の学校につきましては、小学校と中学校に区分をされており、小中一貫校という新たな校種ができているわけでもなく、正式な制度としての名称でもございません。また小中の連携が発展していくと一貫になるということでもございません。現在、各地で小中一貫校ということで運営はされておりますが、法制上はあくまでも小学校であり中学校ということになってまいります。したがって、自治体でありますとか学校単位での取り組みが国の制度整備に先行しているというのが、小中一貫の現状であるといえるところでございます。小中一貫校として運営をしていくことにおきましては、構造改革特区、教育特区としての認定を受けるということが必要ということになってまいります。これは正規な手続によりまず一貫校ということではなく、連携を含めると全国的に急速に展開がされてきているところでございますが、連携と一貫を区分をするといいたしますと、連携につきましては小中学校が互いに情報交換、交流をすることを通じて小学校の教育から中学校教育への円滑な接続を目指す、さまざまな教育ということになるかなというふうに思います。また一貫ということにつきましては、小中連携のうち、小中学校が9年間を通じた教育課程を編成をいたしまして、それに基づき行う系統的な教育ということに定義付けされるというふうに考えているところでございます。小学校と中学校を一貫して一つの考え方の統一した教育を行うということにつきましては、教育基本法の趣旨でありまして、義務教育の使命であるというふうに考えます。また一人一人の子どもの学習でありますとか、心の育成から考えるのでありましたら、小学校と中学校においても、ギャップがなく、連続したものであるべきということが当然のことになるかなというふうに思っているところでございます。学校が社会のなかで多くの人々に認められるということにつきましては、学力の向上だけではなく、児童生徒の規範意識でありますとか心の育成についても成果を上げる必要があるというふうに思います。特に社会力といわれる柔軟な適応力については、これからの社会のなかでは、必須の資質能力でありますとともに、9才という年齢差の特色を活かした人間関係のなかで、連続したカリキュラムを実践していくことはこれまで以上に社会性の育成を図ることができるものではないかなというふうには



考えているところでございます。このように6・3制の枠をはずして小中の段差をなくした9年制、一貫校のメリットということはあるところでございますが、その反面、小学校の高学年において、リーダーシップが育ちにくいというようなことなど、デメリットもあるというところでございますので、現時点におきましては、現行制度を基本としながら、現行制度の良さについてもしっかりと検証をしていくなかでいかに現6・3制におけるつながりをなめらかにするかを検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

議長

平村議員。

10番  
平村議員

小中連携教育は全国的にも広がっているようですが、道内でも取り組んでいる事例があります。先進地の事例を紹介しながら、お伺いしたいのですが、2月21日の北海道新聞で厚真町教育委員会が取り組んでいる英語教育の事例が掲載されておりました。厚真町では平成24年度から文部科学省の特別校指定を受けて、5、6年生だけではなく全学年で英語活動を行っています。この学習活動にあたっては、町内の小中高の担当教員らで、英語教育推進委員会をつくり、連携して英語教育を目指しています。これはまさしく小中連携教育ではございませんか。十勝管内の鹿追町では、鹿追高等学校の存続のために、小中高の一貫教育を導入されようとしています。この事例は平取高校も子どもたちの入学が減っているなかで考えなければならない課題だと思っておりますので、当町にとっても参考になる事例かと思っております。小中連携教育は中学校の教員が小学校の教科の授業に出向いたり、学校行事の合同開催で協力し合ったり、部活動の交流などを行いながら、体系的な学習活動を行うこととなりますので、教員の理解と協力が前提にあるとは思いますが、まず、そのなかでご提案ですが、先進地の事例の収集を行ったり、文部科学省の研究開発指定校の資料収集など、先進地の視察研修などを行い、小中連携教育の目指す姿を示して教員参加の環境づくりをしたらどうかと思っております。教員が襟を正し、自己変革に向かって具体的な行動をとらねばならないのではないかと思います。教員が変わらなければ子どもたちも変わりませんし、学校が変わらないのではないかと思います。特に校長先生、教員の積極的な考え方を取り入れながら、教育長の教育指導の環境づくりが大切ではないかと考えますので、お伺いしたいと思います。

議長

教育長。

教育長

小中連携一貫教育のねらいということにつきましてはただいま平村議員がご指摘のとおりかなというふうには思っております。小学校中学校9年間の学び、学習面ということになりますが、あわせて育ち、生活面の連続性を重視することによります児童生徒の学習意欲の向上と、いわゆる中1ギャップの解消を図ることにあるかなというふうに考えます。そのためには、教職

員が子どもたちの成長を9年間にわたり、支える意識を高めることが大変重要になるものというふうに考えているところでございます。このことにおきまして、小中一貫教育が小学校並びに中学校教育の充実につながり、児童生徒に質の高い教育の保障ができるかどうか目的にならなければならないというふうに思っているところでございます。教育委員会といたしましては、いまのところは、新たな施設をつくり、小中一貫校を一体的に進めるということなど、特別なことは考えておりませんが、実質的に町内の小学校と中学校が連携をいたしまして、各教科等の一貫性、道徳教育の一貫性、学習ルールの一貫性などを進めることができるか、各学校と連携を図るなかで模索検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。いずれにいたしましても、小学校6年生と中学1年生の指導を近づけることがかぎになるものというふうに考えているところでございますので、小中の教員がいかに連携し合うことができるのか、今後の検討課題といたしまして、受けとめてまいりたいというふうに思っているところでございます。ただいまご質問のなかにもありましたとおり、先進地の事例等々もございますので、十分そこら辺については参酌をするなかで、今後の小中連携等のあり方について検討をしてみたいというふうに考えてございます。

議長

平村議員。

10番  
平村議員

最後になりますが、開かれた学校づくりの視点から、学校運営協議会制度の導入について、教育長の所見を伺いたいと思います。学校運営協議会制度は平成16年6月に地方教育行政法を改正し、創設されたもので、平成28年度までに全公立小中学校の1割に当たる3千校に拡大するとの目標を掲げられています。この制度は、閉鎖性や画一性が指摘されていて公立学校の運営を改善しようと導入されたものであるようですが、道内での導入は、これまで、6校にとどまっているとの新聞での情報です。この制度導入にはいろいろ課題があるようですが、開かれた学校づくりの視点から、検討に値するものと考えていますが、教育長の所見を伺いたいと思います。

議長

教育長。

教育長

学校運営協議会制度、通称コミュニティースクールの導入検討につきましてお答えをさせていただきます。ご質問にもございましたが、この学校運営協議会につきましては、保護者や地域住民、有権者などから構成をされまして、学校の運営等について意見を述べたり、基本的な方針を承認したりすることができるものでありまして、公立学校の運営に保護者や地域住民の意見を反映させるという仕組みでございます。またこのコミュニティースクールにつきましては、学校教育に対します多様な要請にこたえまして、信頼される開かれた学校づく

りを進める上において、保護者や地域住民のニーズが学校運営により迅速かつ的確に反映されることが重要ということになってまいります。保護者や地域住民が合議制の機関であります学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参加するなかで学校、家庭、地域が一体となり、より良い教育の実現を目指すという、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの手法として制度化されたものということになってございます。以上がコミュニティースクールの趣旨ということになってまいります。コミュニティースクールにつきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づくなかで、権限といたしまして大きく次の3点が挙げられるということになるかと思えます。一つといたしまして、コミュニティースクールの運営に関して教育課程の編成、その他、教育委員会規則で定める事項について、校長が作成する基本的な方針の承認を行う。2点目といたしまして、この運営に関する事項について、教育委員会または校長に対して意見を述べる。3点目といたしましては、このコミュニティースクールの教職員の採用その他の任用に関する事項について任命権者に対して直接意見を述べるということができるということとともに、その意見は任命権者に尊重されるものということとでございます。大きくこの3点がこれまでの学校運営と異なる点になるかなというふうに考えます。このように、コミュニティースクールにおいては、学校運営の基盤であります、教育課程でありますとか、教職員の配置について、保護者や地域の皆さんが責任と権限を持って意見を述べるということが制度的に保障され、その意見を踏まえた学校運営が進められるということになってまいります。地域に開かれ、そして信頼される学校づくりをより一層進めていく上においては、このコミュニティースクール創設も必要ということになるかなというふうに考えますが、現状における学校運営ということにつきましても、学習指導要領の趣旨を踏まえた、特色ある教育活動の推進と保護者や地域住民の意向が学校経営に反映できるよう地域の教育力を積極的に活用いたしていきますとともに、外部評価となります、学校評議員からの意見等を真摯に受けとめるなかで信頼と協力関係の構築に現在も努めているところでございます。またあわせて、信頼される学校づくりの実現ということには教職員の資質能力の向上が極めて重要ということになってまいりますので、教職員個々の課題等に応じた各種研修会、講座等への参加を奨励いたしますとともに、各学校における校内研修の充実を図り、実践的な指導力の向上に日々努力をいたしているところでございます。このような状況下において、町内の小学校にありましても、決して閉鎖的でありますとか、画一的に運営がなされているということではなく、それぞれ地域資源等を活用するなかでの特徴ある、そして地域とともに歩みます学校運営が行われているというふうに認識しておりますので、現状としてコミュニティースクールの導入につきましても積極的に検討を行うという考えはないということだけは、申し上げたいというふうに思います。

議長

平村議員。

10番  
平村議員

この学校運営協議会の制度は、保護者が地域住民、教師らで構成し、校長先生の学校運営案を承認するほか、教育活動全般について意見を述べることができる仕組みになっているようですが、近隣町の導入事例としてすでにご承知かと存じますが、安平町教育委員会が昨年8月に追分小学校に学校運営協議会制度を導入され、平成27年度までに全小中学校に拡大する方針のようでございます。町教育委員会の執行方針の柱の一つに、地域に信頼される学校運営の推進をと掲げられ、そのなかで、情報の提供、学校評議委員等から意見を聞き、信頼関係の構築に努めると言われていますが、具体的な方針が示されていません。この学校運営協議会は全国で1570校が導入されているけれども、道内では先ほど申し上げたとおり、6校程度の制度です。開かれた学校づくりにつながる制度であると私は考えます。教育の改革については校長をはじめ教師たちが頑張れば学校にも子どもたちにもがかわれると私は信じています。この制度は、先ほども申し上げましたが、安平町が実施していますので、視察研修をしていただき、学校現場との共通理解のなかで、制度の導入について検討していただきたいと考えていますが、教育長の所見を伺いたいと思います。

議長

教育長。

教育長

このコミュニティースクールの導入ということにつきましては、近隣町ということでは、ただいま平村議員がご質問のなかにもございましたとおり、安平町において、導入をしていくということで、2015年度までに各学校それぞれこの地域運営学校というようなことで、コミュニティースクールを導入していくということの、現在、計画になっているところでございます。このコミュニティースクールを導入する一番のねらいということにつきましては、ただいまのご質問のなかにもございますけれども、学校と地域が力を合わせることによって、互いに、信頼し合い、それぞれの立場で、主体的に地域の子どもの成長を支えていくための学校づくり、地域コミュニティーづくりを進めていくということになろうかなというふうに考えるところであります。しかし、コミュニティースクールの導入ということになってまいりますと、保護者はもとより、地域の方々の負担、そして責任ということにおいて大変大きなものがあるかなというふうに考えるところでございます。そのことにおいて現状にありましては、地域の機運でありますとか、学校事情等を考慮する上において、時期尚早というふうには考えているところでありますので、その必要性ということが保護者でありますとか地域というようなことで大きく声が上がった段階において教育委員会としても導入の検討ということは行ってまいりたいというふうに思っておりますし、また、この近隣の安平町での導入ということもございますので、教育委員会といたしまして、視察研修等を行うなかで今後の学校

運営のあり方等について十分また検討等を行ってまいりたいと思います。

議長

平村議員。

10番  
平村議員

ぜひ研修していただきたいと思います。もう1点この機会に、学校運営協議会制度の運用にかかわってでございますが、学校支援地域本部事業ということについて伺います。この制度は、学校を支援するための、学校が必要とする活動について、地域の方々をボランティアとして派遣する組織、いわば地域につくられた学校応援団として言われています。大変良い制度とは受けとめていますが、この制度の活動状況は平取町では取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

議長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきます。ただいま学校地域支援制度ということで、地域の方々の力等を十分学校運営等に反映させるべきであると、これらの制度について、平取町として実施をしてるのかということでございますが、現在、平取町といたしましてはこの学校地域支援制度ということについては、導入というか制度を使っているということはありません。

議長

平村議員の質問は終了いたします。続きまして6番千葉議員を指名します。千葉議員。

6番  
千葉議員

6番千葉です。本日は、一般質問ということで、2問を用意して通告をいたしております。まず一つ目は、単身者住宅の空き部屋対策について。もう一つは、平取町総合福祉計画の構築についてということで2点、本日は一般質問して進めてまいりたいと思います。まず最初に、単身者住宅の空き部屋対策についてであります。ハイツ幌尻、平成5年に建築がなされまして、12戸確保いたして進めてまいっています。当初は大変入居希望者も多く、それなりにこのハイツ幌尻の果たしていく役割というのは大変大きなものがあったというふうに私は記憶しておりますが、近年は承知のとおり空き部屋が目立ってきております。ついこの間までは、12戸のうち1戸は管理人の方々が入居してますので実際的には11戸の戸数でありますけども、5戸ほど空き室があったと。3月7日のいわゆるまちだよりの発表では、4室それでも空き部屋があったということでもありますけども、私はこの平成5年からもう既に20年が経過しようとしてこのハイツ幌尻のあり方については、やはり再検討して活かしていく必要があるかなというふうに考えております。一つは家賃の問題、これは条例によって決められているわけでございますけども、町内でお仕事されてる方、町内の企業で働いてる方は1LDK36、7平米の広さですけども、2万7千円、

町外に出て就労をされている方、いわゆる町外企業に勤めている方が、さらに2万円アップして4万7千円。このことは現在の社会情勢とかですね、平取町振内における地域性を考慮してもやはり条例改正なしでですね、このまま推移していくことについては、やはり今後も空き部屋が生じていくというふうに私は捉えております。家賃の軽減策だけでなくですね、やはり空き部屋として残して、そのまま放置するのであれば入居条件をやはり一定の改善をしていく、それからそれに付帯してですね家賃の軽減策を検討していくということが、大変必要な、必要な時期に来てるのかなというふうに考えております。特に一定の条件を満たしておりますお年寄りの独居世帯、これも実はもう既にこのハイツ幌尻あたり入れたらいいのになって意見が出てきて、私の耳にも入っております。それから町外業者に勤務されてる方、特に日高町、それから私知ってる範囲では隣のむかわ町も一部そうなんですけども、そういった方々の考えを聞いていますと、やはり4万7千円はちょっと無理ですと、現状に合っていないと、そういう意見が強く聞かれております。それからもう一つは、例えば障害者支援施設すずらんの関係もそうなんですけど、グループホームに今展開してる人たちでも、さらにですね、ひとり暮らしを实践させたい、そのために一部屋ぐらい、やはりハイツ幌尻あたり利用できたら大変良いのになという意見も聞かれております。これには一定の介助、サポート、それから見守り等含めてですね、一つずつこう条件が違うわけなんですけども、このことも再度ですね、検討して、条例改正にあてたらどうかというふうに思ってますけども。どうなんでしょう、もうそろそろ築20年、実は契約書のほうみたらですね、耐用年数、とりあえずは20年というふうに書いておりますので、このあたりで、改正をしていく考えが私は大変必要なことだと思ってますけども、考えをまずもって最初に伺っておきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは、ご質問にお答えをしたいと思います。今のご質問のなかにありましたけれども、振内単身者住宅でございますが、これは平成5年に12戸、1戸あたりワンルームというような設定で1戸あたり11坪程度の広さで建設をしたという経緯がございます。当時、名のとおり単身者の専用住宅ということで、当時振内営林署の職員のための住宅と、それから営林署の残地対策といった内容でも、という側面からも建築されたというふうに聞いてございます。最近における入居の状況でございますけれども、なかなか12戸すべてがうまるという状態が少ない状況になってきておりまして、ご質問にあったとおり、4戸が現在のところ空き家というような状況になってございます。現在の家賃設定がどうなのかというようなご質問でございますけれども、いま家賃は1戸あたり4万7千円というのが基本でございます。規則で町内企業に勤務する方であれば2万7千円にしようという設定になっておりまして、今入居されてる

方は、管理人を除いてすべて地元企業に就職している方という入居状況になっております。この家賃の設定なんですけれども、条例の第11条の規定がございまして、ほかの公営住宅の家賃の設定と同様にこの住宅の工事費総額に値する毎年の元利償還金、それから修繕費等の管理事務費、それから損害保険料等を一定の算出基準にあてはめて算出をしているというような状況にございまして、平成5年当時、それに基づき算出された額が、一応の算出額としては5万円程度というような状況になってございまして、それに地域差ですとか、先ほど申しました営林署の存地対策含めて、それから10%減額して4万5千円と。さらに共用部分の経費1千円をプラスして、4万6千円といった当初の設定だったというふうになっております。また町内の企業勤務者の家賃については、地元企業の雇用の確保といった観点から5万円を基準として半額にするということで共用部分の1千円を加算して、2万6千円とした経緯がございまして。途中、消費税の改正等がありまして、現在4万7千円、2万7千円といったような家賃になっているというところでございまして。ご質問の通り現在の地域の実態ですとか、住宅の経過年数も考慮して家賃はどうかということですが、この2万7千円という設置につきましては、地区は違いますが、本町地区の同様の年度に建てられたアパートですとか、最近の傾向をみると、3万円後半から4万というような事例もございまして、振内という地域ではありますけれども、これから比べるとそんなに高い家賃ではないのかなという考え方をしてございまして、ある程度妥当というような判断をさせていただいているところでございまして。ただ、町内勤務者以外の4万7千円という設定につきましては、この地域の20年前との雇用環境等ですとか、それから最近平取町が進めております定住対策という考え方からも、非常に以前の考え方とは変化を生じているなという認識もございまして、どこに勤務しても、町民として居住してるのであれば、同額の家賃設定でも問題はないのかなというような考えもございまして、これら現在の2万7千円の設定根拠の再検討も含めまして、町外勤務者にもより入居しやすい条件となる方向で家賃の設定について、検討させていただきたいなというふうに思っています。それから、入居資格、高齢者とかですね、グループホームのこういった障害者等の入居ということもございまして、条例上では、入居資格として平取町に勤務場所を有する単身者というようなこともございまして、条例上としては、こういうことになるのかもしれませんが、こういった高齢者ですとか障害者等に入居を拡大するかどうかということにつきましても、例えば入居の家賃を改定した場合の募集が多くなった状況等も考えられますし、それからこういった高齢者とか単身者のここに入居したいというニーズと言いましょか、そういうのがどれほどあるかというようなことと、それから一般的に公営住宅よりは家賃も高い設定になっているというようなこともございまして、そういうものが入居者の負担になるのではないかとというようなことも想定できますので、こういった場合のいろんな条件をさらに検討させていただきまして入居条件の緩和なり、

そういうのを含めて、またいま管理者ということで、1軒住んでいただいて周辺の環境整備とかそういうことにあたっているということもございますので、この入居条件緩和したときにですね、先ほど質問にもありました、そういった入居者の見守りとか、そういうこともその業務のなかに盛り込むとかですね、その辺も含めて、必要であれば条例改正等も合わせて検討させていただきたいというふうに思っております。

議長

千葉議員。

6番  
千葉議員

今まちづくり課長のほうから一定のご回答をいただいたわけでございますけども、確かに平取本町あるいは近隣でいうと富川地区とか民間のアパート、それから年数経過等を考慮した、賃貸の物件についてはその家賃形態かなというふうには捉えております。ただ一つ思ってることは、私もちょっと札幌とか苫小牧のアパート、1LDKあるいは1DKの部分をちょっと調べてみましたけれども、大体3万5千円から4万、いっても5千円以下と。新しい物件で4万5千円ワンルームというのがだいたい基準になってるかなというふうに思っております。町内町外問わずですね、やはり住民票、親の世代から私は例えば振内で育ったよ、貫気別で育ったよ、あるいは平取本町で育ったんですよっていう方がですね、継続して町外に仕事を求めてもですね、やはり、住民票が、ある以上は、平取町民なんですね。一定の町民税も当然のことながら、町に納めていく、そういう隔たりはもう撤廃しないと私はちょっと考え方として古いのかなというふうに捉えてます。実際に入居希望、町外、一例なんですけども、ハタナカ昭和さんのほう、日高なんですけど、山日高のほうなんですけど勤めてる方も最初は希望したんですよ。で、空き部屋もあって、大変快適な、あそこたしかオール電化だと思うんですけども、その部分では希望したんですけども、家賃を聞いてびっくりですね、4万7千円、初任給10何万かの人が。これは払い続けていくっていうことに対してはちょっと、親としてもちょっと大変な思いさせるから無理だなということで実はあきらめた経緯もありますので、一般の町民、月額が2万7千円、この部分については私も高いか安いかの判断というのは非常に微妙なところはあると思うんです。だけど4万7千円はないでしょうということが私の今回の意見でございます。それと、課長答弁されたとおり、まずはこの条例改正がなされてですね、家賃が軽減されればまずやっぱり若い人、最初のつくられたこのハイツ幌尻の趣旨から考えて募集をかけて、それで埋まってこえば私はいいと思うんですけども、ただもう少し先を見据えて、5年先、10年先見据えたときですね、これからの時代というのは、やはり施設とかこういった住居に関する環境を整えながら、できるだけ有効に活用してきている観点から考えると、やはり若い人は2階に。まあ2階建ての建物ですから、住んでいただき、さっき言ったように私がとらえている今後の高齢者の一人世帯、一定の年金収入があつて、この程度の家賃で生活していく分に



は私は入りたいよという希望がもし空き部屋が将来出てあればですね、やはり、検討していく必要があるのかな。いわゆる、若い単身者の世代とご高齢の方の世代、1階のできるだけ身体に負担のかからない、1階の部分においてはやはりミックスで私は利用できるような形態というのがいま求められている形態なのかなというふうに思っております。そんなことも考慮しながら、ぜひこの単身者住宅の空き部屋対策についてですね、やはり、極論を言うと、さっき私言ったとおり、町内も町外も関係なしにやっぱり一定の家賃というのはもう整えて、一律幾らにしてもっていくよという部分が必要かなというふうに思っています。その部分っていうのは優れている部分は当然施設全部舗装かけて、車庫も物置も全部完備しているという住宅ですから、大変活かし方によってはですね、本当に素晴らしい単身者住宅かなというふうに思っていますけども、その辺の考えもあわせてですね、もう一度伺っておきたいと思えます。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

お答え申し上げます。町外勤務者の家賃の設定ということで、前段も答弁させていただきましたけれども、既にいわゆる勤務地が町外ということで、本町などの例においても本町に住居を有しながら苫小牧に通うとか、そういうような時代と言いましょか、そのようになってきているというようなこともございますので、前段申したとおり、再度この辺の家賃の差の付け方については、極力同一の賃金体系で、私どもの町に住んでいただけるというような、定住対策等も含めてそのような方向で前向きに検討させていただければというふうに思っております。あと高齢者の利用等についても、2階に若い方、1階に高齢者というようなことで、非常に世代間が一か所に集まって住むことの意義とかですね、そういうものは非常に重要だというふうな考えも持っていますので、いろんな入居の条件等も合わせて、本当に高齢者が入る場合、入りやすい条件にするとかですね、それも含めてこの辺も積極的に考えさせていただければなど、いうふうに考えてございます。

議長

千葉議員、2問目に入る前に休憩したいと思いますので、1問目の関係であればどうぞ。千葉議員。

6番  
千葉議員

大変考え方としては前向きにとらえてくれてるなというふうに思っております。それともう一つ伺っておきたいことがございます。スタートした平成5年に完成した当初、管理をしていただく方との契約内容についてちょっと触れておきたいと思うんですけども、項目を見ましたら、周辺の先ほど課長言われました草取りとか、簡単な掃除とか、あるいは入居、退居に対するお手伝いとかですね、さまざまこうあるなかで、一つ気になってるのが、やっぱりその当時は賄いがついてたと。賄いということは食事のお世話をしてくれる部屋もあり、

なおかつ食事を用意してくれる、多分あすなろサッポロさんとの関係だと思っ  
たんですけど、その辺が、いまだいぶ、何というんですかねそのときの環境が  
変わりましたよね、食事の世話がなくなった。さまざまなことにおいて少し  
条件が変わってきているのかなというふうに思ってますけども、ただ食事  
をとる部屋、それから賄いをする、たぶん機材というんですか台所用品とい  
うんですか、たぶんあったと思うんですけども、その辺は復活させてやる  
ような考え方というのはないのか、なければやはり条例の管理人との契  
約内容からやっぱり削除すべきかなというふうに思ってますけども、その  
辺に対する考え方、どうなのかなというふうに私疑問に思ってますけども、  
ご答弁いただきたいと思ひます。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

お答え申し上げます。ご質問にあるとおり、いま管理人ということで主に  
周辺の環境整備ということでの掃除とかですね、それから夏場であります  
と草刈り、それから入退居等の相談なり、援助といひましようか、それ  
から冬においては除雪というようなことをお願いしているところでござ  
います。当初、単身者ということでの賄いがありまして、それもあり  
かなり大きな委託の内容に入っていたということございまして、契約とし  
ましては管理というようなところから同一の条件で現在まで委託契  
約内容ということになっておりますけれども、ご質問にあるとおり、  
今の単身者がそこで賄いをして、ぜひ食事を用意するような環境に  
してほしいといったようなそういう意向はないというのが実態でござ  
いまして、ただこちらからそういうことにしますよといった場合です  
ね、どうなるかはちょっとわからないところがございまして、ただいろ  
んな職種の方が入っているということもあって賄いつきというのはな  
かなか考えづらいのかなという気はしてございます。そういった機材も  
ございまして、それらはいま使っていないという状況がございま  
すので、今日こういったご質問いただきましたので、そういった場合  
どうなんだろうといったような確認なり、アンケートなんかも入居者  
に対してすることも一つかなというふうに思ってますし、だんだん  
そういった時代の流れといひましようかそういうことで管理状況も  
変わってきたというようなこともございまして、ただ、ずっとやって  
きたことでもございまして、急にそういう条件で管理人さんがな  
かなかそこに住んでいられないような状況になるということも非  
常に心苦しいところがございまして、ぜひその辺もいろいろと協  
議させていただいて、委託内容について、検討させていただければ  
なというふうに思っております。

議長

千葉議員。

6 番

そうですね、ぜひもう一度精査する必要、私あると思ひますね。私  
はけして管

千葉議員

理人の人がいづらくなるとかそういうことは全く考えてませんので、私は条項文を含めて条例改正のなかにもし、管理人との契約のなかで賄いがもしまだ含まれてるのであれば削除すべきと、単純にそういうように思っております。そのかわりというわけじゃないですけども、例えば、先ほど私が質問したような、高齢者の入居とか身体障害者含めて、入居希望のある方、それから、知的障害者のひとり暮らしを経験させる意味で入居希望がある場合、もしそういったことがあればですね、やはり特段難しいことではないんですけども、1日1回くらいの安否確認とか、体調どうなのかというぐらいのですね、ことをつけ加える、いわゆるそういったことに対して改めて条例改正すればいいんであって、その辺誤解のないようにというふうに思っておりますので、どうか早い段階ですすね、この単身者住宅の空き部屋対策が解消されるようにですすね、私も地域の人間としても願っておりますので、前向きに検討いただきますよう、お願いいたします。

議長

町長。

町長

それではご質問にありました内容について、特に振内に建設しております単身者住宅については、ご承知のとおり築20年経過しております、その当時とは、経済的な状況、あるいは雇用環境も変化しております、現在は人口減少時代を迎えております、移住定住対策を本格的に取り組んでいるところでございます。ご質問の家賃形態については、やはりどこに勤務していても、町民であれば、家賃に差をつけない、より入居しやすい住居となる方向で家賃設定については前向きに検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。また入居条件の緩和についても特に高齢化時代を迎えて地域によっては、65歳以上の高齢化率が50%、2人に1人はお年寄りというようなことに近づいている集落も多数ございますので、ひとり暮らしの高齢者も増えてきております。そのことから、高齢者世帯の冬場の、特に冬場の生活、除雪、病院、買い物の日常生活に支障をきたすことがあろうかと存じますので、可能であれば、高齢者や障害者等にも、入居してもらうことも含めて、弾力的に対応しながら有効に活用できる単身者住宅に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

千葉議員。

6番  
千葉議員

ぜひ今まで私が申し上げたことをですすね、参考にしていただきですすね、早急なる、条例改正含めてですすね、入居の緩和を実施してもらえる希望して、私の一般質問を終わりたいと思ひます。1問目終わります。

議長

1問目について終了ということでありますので、ここで休憩をいたします。再

開は11時といたします。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午前11時00分)

議長

再開します。6番千葉議員を指名します。

6番  
千葉議員

6番千葉です。休憩の後に引き続き2問目に入らせていただきたいと思います。現在平成24年から26年度までの高齢者福祉計画、それから介護保険事業の計画、そのほかですね障害者の福祉計画書と一通り今年度、新年度26年度までのものが策定されております。この小冊私も結構細かく見てみましたら、町が抱えている将来の課題とかです、数値化されたデータ、本当に一生懸命調べてくれたなと感心するぐらい小冊にまとめてあります。そんななかでも、例えば近年やっぱりちょっと話が私の耳元に入っているのは、やはり児童福祉の関係の整備、それから地域医療のかかわり方はどうなのか。連携がどうなのか、そして現在あります地域の包括支援センターが果たしていく今後の役割は一体どうあるべきか、いわゆるその総合的な、高齢者のみならずですね、福祉計画、これやはり近い将来、特に27年度からまた新たにスタートするわけですので、私の今日の一般質問を踏まえてですね、ぜひ検討して欲しいなというふうに思い、今日一般質問に踏み切った次第でございます。特に先ほども町長ちょっと触れてましたけども質問のなかで、高齢化率が非常に高くなってきている。地域によっては本当に40%を超してきている地域が増えてます。それはやはり平取町の北部というか上手というか、いわゆる北側でございます。幌毛志、荷負、岩知志、去場あたりが唯一下区では高齢化率が高いのかなというふうに思ってますけど、このまま進んでいくと当然のことながら、貫気別地区とか振内、この辺もですね、年を追うごとに40%に近づいてくるのかなという懸念はございます。そんななかで、もう既にですね、私のほうでは家族構成とか職場の状況、それから世帯によってはですね、実際お年寄りとか障害持ってる方を面倒みながら職場に出かけていくのは大変困難な状況になってきているけれども、施設利用というのはもう既にいろんな話聞いてみたらいわゆる限界を感じているというんですね、要するに施設利用で介護を目指すような方向にはならないとやっぱりそういう方は認識している。ということはやはり最終的には、今日は高齢者中心に尋ねますけども、やはり在宅のあり方、この考え方では町として一体どういう方向に向かうのかなというのが、私の意見を聞いたなかでは大半を占めておりますが、改めてやってくる福祉計画、平成27年からの計画についてですね、今の現状を踏まえてですね、どのようにまずもってお考えになっているのか、方向性は果たしてどうなのかということについて、最初に伺っておきたいと思っております。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

千葉議員のご質問にお答え申し上げます。福祉に関する計画といたしましては、高齢者福祉・介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども子育てに関する次世代育成支援対策地域行動後期計画、27年度からは子ども子育て支援事業計画に移行されるものでありますが、これらがありまして、それぞれの分野に関して、計画期間中に行うべき具体の施策を盛りながら、平取町が置かれた条件と背景を分析・勘案しまして、今後必要な施策、町が進むべき道を表してございます。町は現在このような町民に身近で国や道からの財源援助を受けるために基礎となり、同時に作成の義務付けられている、それぞれの計画を優先して取り組み、議会や町民にお諮りしながら、福祉に関して必要な事業を進めております。ご指摘の総合福祉計画につきましては、社会福祉法の第107条におきまして、地域福祉計画という規定がございますが、これはこの計画を策定する場合は、関係者の意見を反映させ、公表に努めるという規定にとどまっておりまして、市町村において必ず策定しなければならない義務を定めたものではございません。また、財源補助の条件ともなっていないのが現状でございます。しかしながら、私どもは千葉議員ご指摘のとおり、それぞれの計画の有機的な整合性を図るとともに、町民福祉の原点と理念を再確認するための総合的計画の必要性はこれを認識しており、大きな方向性としては、町長が町政執行方針で述べました、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指して、町民に効果的な事業の推進を行うことであるというふうに考えてございます。今後、他町の事例も調査した上、社会福祉協議会、社会福祉法人並びに社会福祉にかかわる関係者の方々と協議をし、それぞれ計画を包括して、その整合性と町の方向性を示した総合福祉計画あるいは地域福祉計画の構築を目指してまいりたいというふうに考えてございます。千葉議員ご指摘の高齢者福祉、今後、高齢化率が上昇するにしがいて、大変重要な町の施策になってまいります。ただいま千葉議員ご指摘のとおり、施設サービス、介護保険につきましては施設サービス、在宅サービス、それと振内のグループホームにありますような地域密着型サービスという三つがございますが、施設サービスにつきましては、経費の面、いろんな介護保険の保険料の値上げに反映してしまうなどいろいろ限界のあるものでございます。ホームヘルパーサービス等を中心とした在宅サービス、このサービスを中心に今後町といたしましても、国、道の指導に基づいて、検討を推進していかなければならないというふうに考えてございます。私ども、おかれている状況といたしまして、平成26年度につきましては、冒頭申し上げました平成27年度から始まります高齢者福祉・介護保険事業計画、これは3年間の計画であります。障害福祉計画、これも3年間の計画であります。それに子ども子育て支援事業計画、これは5か年計画であります。これを一齐に策定するとし、26年、新年度はこの年に当たります。いずれも国からの策定義務

を課せられ、財源補助の条件ともなっております、福祉に関するそれぞれポリシーの大きな事業計画でございます。平成26年度におきまして、町はこれら期限が迫っている各計画の策定を優先せざるを得ないという喫緊の課題のある環境にありますので、そのことにつきましてご理解をいただきたいと思っております。ただし、こういった状況のなかにおきましても、ご指摘にありますように、総合的な視野をもちまして、計画の立案に努め、町内部におきましては、横の連絡を密にし、関係機関、関係法人、関係事業者並びに議会、町民のご意見を承りながら、可能な限り総合的観点に立ちまして、計画策定にあたりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと考えてございます。以上です。

議長

千葉議員。

6番

千葉議員

この平取町の福祉計画、それぞれやっぱり地域性、その自治体によって市町村によって地域性があるかなというふうに思ってますけども、おおむねですね、やはりどこの自治体、町村でも一つの問題点となっているのが若い人の就労人口が減ってるにもかかわらず、ご高齢の方が毎年、まあ良く言えば健康で長生きをしてくれてる。そのサポート体制は一体どうなるんだろうというのが、おおむねの自治体の課題かなというふうに捉えております。一つ一つ事例というか項目あげるときりがないわけでございますけども、私は一つまず筆頭に思うことは、先ほども住環境に関する一般質問ありましたけども、やはりご高齢の方、あるいは障害を持ってる方、あるいは生活の困窮含めて高齢化が進んでいるという方含めてですね、やはり今現在ある、福祉住宅の関係、本町でいったらみどり丘に点在してあるわけでございますけども、やはり各地域ごとに集約化をしていく業務がやはり求められているのかなというふうに考えております。ということは、やはり一定の地域の見守りとか、あるいはその民生委員の方が訪ねるとか、あるいはその安否確認をとる方法とかいろいろあるわけでございますけども、やはり福祉住宅を集約することによってそれらの効率化を図っていくことがまずできるという点が1点ございます。そのことについてやはり私は今後のあり方というのが、平取町においても、問われているのかなというふうに思いますので、その考え方を聞きたいと思っております。それから二つ目、これも多く聞くのは振内とか本町とか限らずですね、貫気別とか限らず、障害者の外出する際にですね、足の確保の問題がよく私の耳元で、何か町で方策ないのかな、今現在デマンドバスの関係とか、道南バスの運行とか、さまざまあるわけでございますけども、いわゆる買い物に出るにあたってですね、なかなか思うように出られない、やっぱり、振内、私の住んでる振内でいうと、やはりコンビニに頼ってしまう。食べ物も食生活も本当にこれでいいんだろうかなというぐらいの食事しかとれてないというのも、聞こえてきます。やはりこの障害者あるいはその高齢者に対するですね、足の確保の問題、これデマンド

バスの運行もやはり一定期間様子をみながらですね、今後の検討課題かなというふうに思っていますので、このことについても、一定の答弁を求めたいと思います。それから、三つ一緒にやりたいと思いますけども、近年高齢者事業団の今後の運営について私は懸念をしております。一定程度、例えば剪定とか、草取りとか、その他もろもろ、頼んで、数年前までは順調に足を運んでくれて、きれいに仕事をやっていただいていた。それがなかなか人数の関係、いわゆるそのご高齢の方でも、この事業団に加わって作業をしてくれる方がある程度限定されてきている。私も頼んでそのなかの1人でございますけども、近くに本当に一生懸命やっていただいた高齢の方がもう既に作業ができなくなって、引退されたということなんですけども、やはり今日本政府が掲げている2015年、来年からだと思うんですけども、生活困窮者自立支援法に向けたですね、取り組みの一環としても、やはり事業団の雇用条件とか賃金形態も含めてですね、私は変更が必要なのかなというふうに思っています。この福祉住宅の関係、それから高齢者、障害者の外出に対する足の確保の関係、それから事業団の今後のあり方も含めてですね、この3点について質問しますので、ご答弁願います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

お答えを申し上げます。第1点目であります。福祉住宅の集約化、住宅につきましては、私ども直接担当が別の部分もありますので、関係課と協議をさせていただきながら、その住まいの部分、そこの検討、今ご意見ありました、重要なことであるというふうに考えてございますので、検討してまいりたいというふうに考えてございます。これにつきまして、厚生労働省のいまの方針であります。いわゆる団塊の世代が75歳以上を迎えます2025年、平成37年を目途に要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援等が一体的に提供される地域ケアシステム、この構築を国は目指してございます。いわゆる2025年問題ということに対する対処であります。これにつきましては、国が今後、財源等の措置も含めた細かい政策内容を出してくるものというふうに考えてございますので、町といたしましても、今千葉議員ご指摘の住まいの問題、医療、介護の連携の問題につきまして、内容を見きわめながら、町として今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。2点目、障害者、高齢者の足の確保であります。ご指摘のように、買い物や病院等々、高齢者、障害者の方の足の確保は重要な点であるというふうに認識をいたしております。デマンドバス等まちづくり課、先ほどの住宅の部分もそうありますが、まちづくり担当課とですね、この点につきましても検討しながら、協議しながら前向きに検討させていただきたいというふうに考えてございます。3点目、高齢者事業団の件でございます。ご指摘のように、高齢者事業団に登録する方

が年々少なくなっているという事実につきましては、私ども承知をいたしてございます。高齢者事業団の担当の職員ともいろいろと話をするなかで、なかなか登録していただける方が少なくなってきました。今登録していただいている方も高齢化によっていろいろこう頻繁に出れなくなってきていると。担当の職員が、昨日もそうでした、昨日も一昨日もそうだったんですが、土日ですね担当の職員が出勤して北電のメーター検針ですね、これに出向いているという状態が具体的な例ですけれどもございました。議員ご指摘の雇用の条件でありますとか、そういった内容につきましては登録をしていただける方が今後増えるように、この辺については、社会福祉協議会あるいは平取町高齢者事業団の町とは独立した別の組織でありますので、私ども議会からもこういう指摘をいただいたということを伝えながら、今後高齢者事業団、すごい良い組織というか、高齢者の生きがいも含めて、しかもサービスを受ける方にとっての利便性、料金が低いということの利便性、町民にとっても、あるいは、仕事するほうの高齢者にとっても大変良い制度でありますので、これを今後とも持続していく方向でぜひ検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

千葉議員。

6 番  
千葉議員

3点まとめて質疑をしたわけですが、質問したわけですが、特に福祉住宅、一番最初の福祉住宅の関係、私もちょっと調べてみたら各自治体やり方それぞれなんですけども、いま現在平取町内にある、本町にある道の普及所の関係だと思っんですけども、空き住宅が結構あると思っんですね。そこはいま何戸か私見受けられたら、6戸か8戸か知らんけど空いてる住宅が結構あるというふうに伺ってますけども、やはり私は将来展望をしていく上です、こういうものをですね、再度活かして活用していくという方法は考えておられないのかなというふうに大変疑問に思っております。先ほど言った福祉住宅を集約するということは、利点がたくさんあるんですよ。例えばデマンドの運行にもつながると思っんですね。例えば3人なら3人、4人なら4人まとめてですね、今日はデマンドを利用してどこそこへ行こうと、あるいはそこから波及して、富川まで買い物行こうとか、本町のどこそこ行こうってやっぱりそういう住宅の集約はまず基本に僕はあると思っしますので、福祉住宅のことについてその普及所の関係の空き住宅、はっきり私も調査はしてませんが何戸ぐらい空きがあってそれを活かす方法がないのか伺っておきたいと思っします。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

道の共済住宅の件でお答え申し上げます。いま、たしか4戸の空きがあるというふうに聞いておまして、そのうち2戸を町に払い下げたいというような意向も示しているというような状況がございます。この辺の公営住宅という視



点から、若干申し上げたいと思いますけれども、非常に公営住宅の居住の実態としてもかなり高齢者の比率が高くなっているというような状況もございます。もう建て替えの時期にきてる住宅等もかなりの数があるということで、その住居環境も非常にある意味、悪い環境で暮らしている方も多いたいようなこともございますし、本当に場合によってはかなり認知症の方も居住されているというようなことありまして、日常的にトラブルを起こすとか、そういう実態もあるというような状況でございます。ご質問にあるとおり、こういった建て替えも含めて集約化というのが非常にこれから大きな、公営住宅としても課題かなというような捉えでおりますので、その辺先ほど、単身者住宅のなかでも、違った世代と一緒に暮らせるような状況ですとか、できればそういう視点でも今後その建て替えも含めて、それからまた空き家の利用等も含めて検討が必要なのかなというふうには感じております。

議長

千葉議員。

6 番

千葉議員

そうですね、やはりあるものをまず基本は活かしていくという方法で、さまざまな角度からぜひこの福祉住宅の問題についてですね、今後の課題として捉えていってほしいと思います。それと、もう一つは、さっき高齢者事業団3点目にお伺いしたわけでございますけれども、本当にもしですね、私は高齢者事業団の名のもとに一定の年齢に達している方が採用基準というふうな理解でいるんですけども、私はどんなんでしょうね、町内にいる例えば、若い世代の方でも今現在職業に就いてない方とかですね、あるいはその高齢者事業団をサポートするような組織づくりってできないのかな。例えば運転業務なんか、私の庭やってもらったときは、自宅来たときは運転が結構しんどくてね、大変でねということを知ったりですね、後始末含めてですね、やはり激しく体を動かす場合のやはり高齢者に対して、相当負担がかかっているのかなというのも見受けられてますんで、町内の若い人のあり方、あるいは何て言うんですかね、組織的なものとして、この高齢者事業団と一体化してですね、そういった方もですね就労に就けるような方法がもしあるとすればですね、何らかの方法を見つけていただいて、ぜひ実行してもらいたいなというふうに思ってますけれども、この高齢者事業団に対してのその規定というんですか、僕はまだ詳しくは見たことないんですけど、中身についていま現在どのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉

課長

高齢者事業団のことについてはちょっと資料、本日は持ち合わせておりません。大変申しわけありませんが、今ご指摘のあった、その一定年齢以下の方、いわゆる若い人も入れるような組織づくり、高齢者事業団の団体の運営上それが可

能かどうかも含めまして、高齢者事業団側と協議させていただいて、もしそういう部分が可能であれば前向きに検討させていただきたいなというように考えてございます。

議長

千葉議員。

6 番  
千葉議員

ちょっと前後して申し訳ないんですけども、ぜひその件についてはよろしく、中身をもう一度見直してですね、前向きに検討していただきたいと思います。それからちょっと2点目、ちょっと順番逆になったんですけども、先ほどデマンドバスの運行にちょっと触れました。これまちづくり課の関係だと思うんですけども、一般質問でも平村議員かな、何回かこの足の確保についていわゆる高台にあるみどりが丘のほうまでバスの運行含めてですね、再度検討してもらえないかということでの一般質問あったというふうに思いますけども、私もですねいろいろ調べてみたら、やはりちょっと都会的な買い物難民ということにはまだなっていないんですけども、将来、いわゆる10年先、15年先あるいは20年先みてみますとですね、この平取町人口ピラミッドっていうのが図解でありますけども、いわゆる私も含めてですね、55歳から59歳、60歳から64歳、いわゆるそのぐらいの世代の人たちがもう5年か10年で上にスライドして上がってくると。若い人は特に0歳から4歳、あるいは学校上がる前の5、6歳の方が本当に少なくなってきた。ということは、いま何を考えなくちゃいけないのかということは、5年先、10年先ですね、見据えた、高齢者に対する福祉計画書っていうのをきっちり作っていかないと、これはもう大変なことになるなというのが一目瞭然でございますので、デマンドバスの運行もですね、利用した方からは、振内の方なんですけども非常に助かるね、良いかたちで料金も本当にワンコインで走ってくれるということはありがたい、そういう意見あるなか、やっぱもう一つは、運行路線含めてですね、このデマンドバスを、多分動いてる時間は1か月何時間かわかんないんですけども、このバスを有効に本当に活かしているのかなというのが私も非常に頭の中にこびりついておりまして、このバスをですね、やはりさまざまな制約があるなか、独自で平取町、特に広域的な自治体です。市街化区域も私何回も言うとおりに点在している地域で、面積が広大ということであれば、当然このデマンドのあり方も含めてですね、道南バスとの関係のあり方も含めて、将来に向けた考え方、何かお持ち、名案というかあればお聞かせいただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

お答え申し上げます。デマンドバスの関係のご質問ということでございますけれども、もう実証運行から始まって4年が経過をしております、対象地区も本町から振内、今年度は貫気別、まあ短い期間でしたけれども実施したという

こともございまして、利用状況としましては、総じて言えばやはり高いとは言えないというような実感をもっているところでございまして、だんだん予約のほうも慣れてくればそんなに苦にならないというようなことも2回、3回の予約が入るといような状況もありますけれども、本当にまだまだ利用していただきたいというのが担当の思いでもあります。今後この辺をどういうふうにといようなことで、考えるかということにつきましては、やはり非常に限られた地域ということもあって、それも公共交通機関ということで主たる道を走らざるをえないというようなことで、よりきめの細かい足の確保に対応できてないという部分もあるというようなことで、この辺もどう改善すべきかというような課題と、プラスいま路線バスで道南バスが運行しておりますけれども、やはり利用実態としても、どんどん縮小するよう状況にあるなかで、やはりさらに、平取町としての負担も強いられるということもございしますので、本当にそういったものを、課題として集約してうちの町に合った足の確保はどういうものが良いのかということ再度考える時期に来てるのかなというようなことで、道南バスは撤退できない、デマンドバスは走らせなきゃならんというようなこともありますけれども、その辺もとにかく1回全部、いままでやったことを集約して、どうあるべきかということさらに考えて、いままでのやり方にとらわれないやり方を新しい方向として、平取町でも本当にきめの細かい足の確保という意味で福祉対策も含めたやり方を構築しなければならないのかなというふうに考えてございしますので、次期公共交通会議のなかでもそういったことも含めて検討させていただければというふうに考えてございします。

議長

千葉議員。

6番  
千葉議員

ぜひ今言った答弁の通り、きめ細かにですね、検討していただきたいというふうに思います。次にいわゆるこの我々いただいている小冊のなかで、地域包括ケアの推進ということで、文言としてのってることは、地域包括ケアとは可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい並びに見守り、配食、買い物などの多様な生活支援サービスや権限擁護いわゆる成年後見人の関係なんですけど、のための事業などを高齢者の日常生活の場において有機的かつ一体的に提供していく考え方で。今後はこの考え方にに基づき、サービス事業者、行政、地域がこれまで以上に相互連携し、高齢者の生活を支えていくことが求められていますというふうにはっきり活字にうたっております。ということはどういうことかといったら、やはり求められていることに対して、町がどういう方向に向かって推進していくのか、このことが、今後の課題というふうに私は捉えていますので、より具体化したですね、高齢者、障害者あるいはその児童福祉の関係も、今後の新しい年度に向けた策定をぜひ見直ししていただきたいなと思っております。それともう1点先ほどもちょっと安否確認なんていう言葉が飛び交ってましたけれども、

この安否確認の方法についてもちょっとお伺いしとかなければならないというふうに思っております。現在、安否確認については、配食の段階で、配食を受けてる方は安否確認必ずとれますよね、とれるんですよ。それ以外の方、いわゆるその安否確認、どうしてるかったらやっぱり地域、まあ平取町は本当に人にやさしい地域で隣近所のおつき合いが非常に深い自治体だというふうに私も自負してはいますが、そういった方とのいわゆるそのおつき合い、それから、新聞が挟まったままになって何日もいないよったらすぐ気づいてくれる、そういった地域性があるって私は非常に結構かなというふうに思っておりますけども、やはり町内会のやること、隣近所のやること、それから民生委員の行動範囲、この民生委員自体もうだんだん高齢化ってきてますんでね、限られてるなかでの、安否確認かなというふうに思っておりますけども、現在緊急通報システムの体制はとられておりますけども、年々通報量とか、数値的にみますと減ってきていることがあります。ということは、この緊急通報システムだけでこのシステムが悪いとか良いとかということは私は、語り切れませんが、これだけでは私は不十分かなと思っております。現在の最先端の安否確認はどうあるべきかということで、一時テレビ等にも報道になったり、新聞にもよく出てましたけれども、現在のいわゆるハイテク技術を駆使すれば、光回線を利用したシステムに変更したりですね、あるいはその使用する範囲を限定したタブレットを預けたり、いわゆる安否確認の方法としてですよ。こういった扱いの講習を積極的に講習している地域も何自治体か道内にも出てきております。いわゆるこういったものもですね、あわせて所持して活かしていく方法、これももうそろそろ、将来の福祉計画に向けて取り組んでいく必要性は私はあると思っておりますけども、この安否確認についての、今現在の考え方、将来に向けた考え方をご答弁願います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

お答えを申し上げます。高齢者の安否確認につきましては、議員ご指摘のとおり、配食サービスにおける確認、民生委員等からの情報提供、あるいはご近所の方からの情報提供、緊急通報システムの活用、等の方法で行っております。町といたしましては、基本的に孤立死、1人で具合悪くなる、あるいは亡くなっているという方を防ぐということを最も重要視して考えてございます。仮に何か情報あって行っても、何でもなかったと、寝ていたと。あるいはピンポン鳴らしましたよって言っても、あえて出なかったっていう方もいらっしゃいます。面倒くさかったっていう方もいらっしゃいまして、先週も1件そういう方いらっしゃいました。それでもですね、それで確認して何でもなかった、それは良いことなんだということで、何かあったら、そこでその方の生活や命を救うということにつながればいいんだという考え方で積極的に何かあれば職員、そのお家に派遣をしまして、確認をするような努力をいたしてございます。千

葉議員ご指摘の光回線、あるいはタブレット端末等とのことにつきましては現状では、計画にはのせてございませんが、将来、内容の使用方法ですとか、高齢者が使いやすい、あるいは難しい、いろいろあろうかと思えますけれども、今後高齢化率が上昇するというなかにあって、こういったツール、こういった方法がいいのか、検討するなかで、今ご指摘の件につきましても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長

千葉議員。

6 番  
千葉議員

そうですね、今課長答弁されたとおりですね、私も同じこと思ってるんですね、年寄りが果たしてほんと使えるのかなとか、いろんなことは思ってるんですよ。ところがですね、意外と現場を見てますと、岩知志のほうでパソコンの高齢者向けの講習開いてますよね。それからタブレット持ってきてる方も増えてきている。あれタッチパネルですから、使い方は本当に限定された使い方をするのであれば、誰でもだいたい認知症がない方であればですね、ご高齢の方は使えるという、いわゆるその講習のときの結果も私ちょっと2、3の方から聞きました。思った以上に積極的だそうです。お年寄りの方は。いままで逆にこんなこと知らなかった、使ってみると意外と楽しいと。それに付随していればですね、安否確認もやはり、必要になってくるなかで、使い方としては正しいのかなというふうに思っております。今後もさまざまなことまだまだ考えなくちゃいけないことがありますけども、いわゆる最終的にはですね、私はいろんな福祉計画のあり方、平取町だけで、いわゆる行政のなかだけで悩んでも私はしょうがないというふうに思ってます。それはどういうことかなというと、他町の事例を調べることももちろん必要ですけれども、私はやはり民間業者を巻き込む必要があるなというふうに思ってます。特に訪問介護、冒頭に言われました訪問介護とか、にあたってはですね、やはり事業所が改めて平取町にないわけですから、民間の。そういった都会にある、ある程度実績を積んだ事業所が出てきたらですね、やはり平取町のほうにですね、ぜひ誘致をしていく。一定の条件を整えてですね、来てもらうというような方法も含めて今後の検討が必要かと思えますけど、最後に伺いますけども、民間事業所のあり方、今後の平取町での活用の仕方はどのように考えているのかなというふうに思っておりますので、お答えいただきたいと思えます。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

お答えを申し上げます。今議員ご指摘の民間業者の活用、いわゆる民間活力の導入、誘致ということでございます。近い例ではこころのホームふれないが民間の富川の株式会社富川グロリアホームが入ってきていただいたことによりまして、ずっと満室の状態を経過をいたしております。内容的にも評価をいただ

いているところでございます。市町村、町の行政におきましては、ご案内の通り限界がございます。いろんな意味で私どももその民間の方と協力させていただきながら、お互いに町も民間の方もそして一番は大事なのは町民の方が幸せになる方法を模索してまいりたいというふうに考えてございます。今後、さまざまな計画を策定するなかにおきまして、今ご指摘の意見も十分踏まえまして検討させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

千葉議員の質問は終了いたします。続きまして、松原議員の質問の教育行政の関係で、1番についてもう少し時間がございますので、受けたいと思います。松原議員。

7番  
松原議員

7番松原です。先に通告してあります、教育行政、教育執行方針について3点お伺いいたします。まず第1点目、特別支援教育ですが、特別支援教育連携協議会を中心に、体制が整ってきているとありますが、特別教育の対象となる児童生徒の増加や障害の多様化に伴い支援システム等の構築が求められ、それらに対応する教職員の専門性の確保が必要となっていると思いますが、これについての対応はどのようにされているのか、お伺いし、またこの特別支援連携協議会のなかで、アイヌ語でニシパネットとカッコ書きにしてありますが、これ、アイヌ語でニシパとは、一般的にお金持ちだとか、物持ち、裕福な地主というそういうような理解がありますので、この教育支援連携協議会のなかのあのかっこって言葉にはあまりそういう文言は必要でないのかなというふうに思っておりますけれども、教育長はどのような意味で述べているのかお伺いします。

議長

教育長。

教育長

それではお答えをさせていただきたいと思います。特別支援教育に関しまして、まず1点といたしまして、現在におけます学校での教職員の体制がいかにあるかということでもあります。それと2点目といたしまして、特別支援教育連携協議会、通称ニシパネットということでの協議会でございますが、これらの通称名のあり方ということでのご質問であろうかというふうに思います。まず1点目の、特別支援教育にかかわっての各学校での教職員の体制ということになりますけれども、このことにつきましては、執行方針にも記述させていただきましたけれども、普通学級における、特別に教育を必要とする児童生徒が大変、昨今多くなってきているというようなことで、平成24年度の調査ということになりますけれども、いわゆる全体の児童生徒数の約6.5%ということ、おおむね40人学級におきまして2人から3人の子どもが、いわゆる情緒障害でありますとか発達障害の子どもということで、特別な教育を必要とする数ということになっております。そのようなことにおきまして、当町にありましてもやはりそれらの子どもたちが年々増加をしてきているということでございます。

して、それらの体制ということにおきましては、普通学級に在籍をする場合においては特別支援教育支援員を配置をする、さらには、特別支援学級での学習が必要だということになりますと、教員がそれぞれ加配というかたちのなかで配置されるということになっております。そのことにおきましては、教職員においてもその特別支援教育の免許を有するということが大前提にはなるんですけれども、なかなか現状での教職員ということでは特別支援教育の免許を有している教員というのは、すべてということではなっておりません。そのようなことにおきましては、教職員間での研修等々も十分積むようなかたちのなかで、体制をとっているというのが現状でございますので、今後におきましては、特別支援教育支援員の配置でありますとか、特別支援教育支援学級ということでの開設ということになりますとその教員については、免許を有している者を優先的に配置をできるように、今後ともまた北海道教育委員会のほうとも十分それについては、詰めていきたいというふうに考えているところでございます。それと2点目になりますけれども特別支援教育連携協議会での通称にかかわりますご質問ということになります、本協議会につきましては、平取町において特別な教育的支援を必要といたします乳幼児、児童生徒の実態を把握をしながら乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談でありますとか支援体制、総合的な協議調整を図ることと、実態に即した支援を行っていくというようなことでの組織で、平成18年度に設置されたものとなっております。この組織の設置にかかわります背景ということにつきましては、平成17年の12月に文部科学省の中央教育審議会から特別支援教育を推進するための制度のあり方についての最終報告がなされまして、特別支援教育の対象を小中学校の通常学級に在籍をいたしますLDでありますとかADHD、高機能自閉症等の児童生徒にも拡大をするというようなことでさらには、養護学校制度の見直しでありますとか、小中学校における制度的見直し等が提言をされまして、特別支援教育の一層の充実が求められたということになっているところでございます。特に特別支援学校の機能といたしまして、小中学校への支援を行うものということではその地域の特別支援教育のセンター的機能が明確に位置づけられるというようなことと、そのなかで個別の教育支援計画の策定でありますとか、コーディネーターの役割というのが、それらが発揮するということが必要になっているところでございます。このことにおきまして平取養護学校において学校の校区であります日高管内、さらには胆振管内の東部において、幼児、児童生徒等の特別な教育的ニーズを把握をしながら、必要な教育的支援を検討実施するための、支援ネットワークづくりを行うということになりまして、同じく平成17年度に日高及び東胆振管内特別支援教育ネットワーク、サラブネットが設置されたところでございます。それでこの平取養護学校におけます組織づくりが始まるということになりまして、平取町教育委員会といたしましても、より関係機関等との連携でありますとか、情報の共有を図るなかで、地域における実態把握を的確に行っていくということで、そのようなことを目的といたしまし

て平成18年の9月に平取町特別支援教育連携協議会を設置をいたしたところでございます。またあわせまして本協議会の通称につきましては、ニシパネットということにさせていただいたところでございます。会の通称名の由来ということになりますけれども、ニシパということにおきましては、ただいま議員ご指摘の通り、アイヌ語において、富豪でありますとか、物持ちでありますとか、さらには、紳士ということになるところでございますが、協議会発足時におけます、通称の決定に際しましては、他意があるとかということではなくてですね、ネットワークづくりを行っていく上において親しまれ、愛され、町民誰もが承知をしている、ニシパを活用するなかで、会の充実、発展を図るということにしたところでございますので、この点についてご理解いただければというふうに思います。

議長 この点についての再質問ございますか。松原議員。

7番 松原議員 1点だけ。この支援の感じは学校の先生といろんなからみで教職員との連携も当然親との連携も当然なんですけども、これは教育委員会としてもですね、年何回か学校訪問だとか、そういうかたちで親とか父兄の方だとかのそういう協議みたいのはあるんですか。

議長 教育長。

教育長 お答えをさせていただきます。特別な教育を必要とする児童生徒等の把握ということにありましては、まずは、現状といたしましては保育園へ入所している児童の様子でありますとか、さらには各小学校、中学校に在籍している児童生徒の状況等について十分教育委員会としては、把握をさせていただきながら、これらをこの特別支援教育連携協議会での協議、さらには、平取町就学指導委員会での協議というようなことを踏まえながら、この児童生徒の学習環境の充実等に向けて検討等を行っているということでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

議長 休憩します。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後1時00分)

議長 再開します。7番松原議員の質問を再開いたします。松原議員。

7番 松原議員 それでは2番目の質問なんですけども、養護学校の寄宿舎についてでございますけども、養護学校は通学支援に対しまして養護学校にいろいろ町長もご尽力



いただきまして、寄宿舍等の入所する児童生徒も増加が見込むという報道もされておりましたことは、関係者、また、地域の協力の成果と感謝申し上げます。またこの寄宿舍に入所する、児童生徒の送迎で、送迎のバスが増車が計画されているということを報道され、今後ですね、具体的に送迎の内容について、説明していただき、また慣例になりますけども、増車となりますと、平取町では介助ボランティア、有償ボランティアのさらなる確保が必要と考えておりますけども、どのような協議され、検討されているのか、お伺いいたします。

議長

教育長。

教育長

それではお答えを申し上げたいというふうに思います。平取養護学校の寄宿舍へ入所しております苫小牧市方面の児童生徒にかかわります帰省に関しては、これまで生徒送迎バスの父母の会におきまして、バス会社との契約のもとに、バス1台を調達をいたしまして、毎週金曜日の午後に自宅に戻り、月曜日の朝に登校するという体制をとっているところでございます。この生徒送迎バスにかかわります運行経費ということにつきましては、介助ボランティアの方々の謝礼等を含めまして、総額について、平取町、苫小牧市、そして、保護者が応分の負担を行っているということでございますが、平成25年度におけますそれぞれの負担区分につきましては、バス1回当たりの運行経費が4万7千円ということで、年間79回といたしまして総額371万6千円。介助員の費用が32万円。保険料等の雑費といたしまして1万7千円ということで、合計で405万3千円ということになりまして、この経費に対して平取町におきましては、213万7千円、苫小牧市が130万円、さらに保護者が1世帯当たり1万5千円ということで、現在41軒分ということになりますが、61万5千円をそれぞれ負担をしているという状況になってございます。このような状況下におきまして昨年9月に養護学校の生徒送迎バス父母の会から教育委員会に対しまして現状も踏まえ、またあわせて次年度以降においても児童生徒数が増加をするという見込みであることから、送迎バスについて現在の1台から2台へ増車を行いたいということと、同時に平取町の支援について検討いただきたい旨の要請があったところでございます。この要請を受けるなかで、教育委員会といたしましては、送迎バスを2台とすることにおいて、かかる経費の積算を行いますとともに、平取町としてどこまで負担が可能であるか協議検討を行ったところでございます。バス会社からの運行経費にかかわります見積書をもとに積算を行うということでは1台から2台への増車につきましては、保護者負担の増額を図っていただくということといたしましても、平取町、そして苫小牧市の負担額については現行を大幅に上回るということになりました。平取町はもとより、苫小牧市における財政出動が見込まれることにつきましては、極力避けなければならないところでございますので、国の制度であります、特別支援教育就学奨励費の適用が可能とならないかについて北海道教育委員会に

対しまして協議を行ったところでございます。この特別支援教育就学奨励費につきましても、障害のある児童生徒が特別支援学校において学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じまして国そして地方公共団体が補助する仕組みということになるものでございます。対象となる経費につきましても、通学費でありますとか、教科書代、寄宿舎からの帰省費ということになります。これまで北海道教育委員会におきましても、この就学奨励費の通学費を支給するに当たりましては、自家用車の使用または公共交通機関の利用について、これのみ対象としていたところでございます。契約バスにより送迎ということについては、支給対象外という扱いになってございました。私どもといたしましては、保護者負担の軽減を図るなかでより安心して安全な通学環境を整えることが喫緊の課題であるとの認識のもとに、契約バスにより送迎につきましても就学奨励費の対象としていただくことの協議でございましたが、北海道教育委員会からは、平成26年度から、この契約バスにより送迎についても、介助ボランティアにかかわります費用を除く交通費について奨励費の対象としていきたいということの回答を得たところでございます。このことにおきまして、道から支給される奨励費の総額は、おおむね450万円が見込まれるということで、奨励費の支給対象外となります。介助員の経費をあわせましても平取町そして苫小牧市が負担する額は、相互で300万円程度ということになるところでございますから、現行の負担額を超えることはないという見込みで現在のところいるところでございます。また保護者の負担につきましても、現在の年額1万5千円が負担がなしになるという予定になっているところでございます。以上のとおり新年度より平取養護学校生徒送迎バス利用者につきましても国、道からの支給が得られるということになりましたので、引き続き、児童生徒の就学支援につきましても北海道教育委員会、苫小牧市との連携を十分密にするなかで、その充実に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。それとあわせまして介助ボランティアの体制ということでのご質問でございますが、この平取養護学校の児童生徒送迎バスの運行にあたりまして父母の会ということで、平取町社会福祉協議会が所管をいたしますボランティアグループに対しまして介助員の要請を行うということで、現在、同乗をしている状況でございますが、今回の送迎バスの増車にあたりまして、現状のボランティア登録人員では不足を生じるということになりますことから、社会福祉協議会において、新たに募集等を行うところで、これまで新規として11名のこのボランティアの登録を得ることができたということになってございます。既に登録をいただいておりますボランティアの方々を含めまして、現在27名ということになっておりますことから、新年度の増車計画におきましても、円滑に体制が図ることができるということになっているところでございますので、このことについてご報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長

松原議員。

7番  
松原議員

教育長のいろいろな努力が実って円滑にことが進むようにお願いしたいと思っております。次にですね、養護学校の寄宿舎、まあこれだけ人が増えるということで、寄宿舎もいろいろ道の補助だとかいろいろなかたちである程度の規模の改修はされておりますけども、まだまだですね、これからこういう人が増えるということになりますと、規模の改修ですとか、そういう必要性も十分に考えていかなくてはならないのではないかと考えておりますので、これで、これからは道のほうにですね、どのようなかたちでまた要請等ですね、お願いしていく、できれば改修なり新しく建ててもらえればいいんですけども、なかなかそうにはならないと思っておりますけども、ある程度事故が起きないような耐震性のあるような、そういうような感じで要請はしていかなくてはならないと思っておりますんで、いまこれからの見通しというか、そういうものはどうなっているのかお聞きしたいんですが。

議長

町長。

町長

それでは平取養護学校の寄宿舎の大規模改修についてのご質問にお答えを申し上げます。平取養護学校にかかわる寄宿舎につきましては、昭和53年の本校舎建設と同時に整備されたものとなってございますが、築36年が経過しようとしてございます。この間3度ほど増築工事を施してございますけれども、経年劣化とともに、施設の老朽化は進んでいる状況となっております。このことにおきましては、北海道教育委員会としての整備計画にありましては、平成27年度に調査設計、翌28年度に大規模改修を施工する予定となっておりますようでございます。町といたしましても、日高管内選出の道議会議員をはじめ、道教委の特別支援教育課等に対する要請等を行うなかで、早期に着工、整備されまして、児童生徒が安心して安全な寄宿舎生活を送ることができるように、引き続き強く要請をしまいたいというふうに考えておりますので、答弁といたします。

議長

松原議員。

7番  
松原議員

ぜひですね、それを実行するようにですね、力、町民も含めてですね、応援したいと思いますのでどうぞこれからもよろしくお願いしたいと思います。それでは3番目でございますけども、振内中学校の適正配置についてお伺いしたいと思います。少子化が進むなか、予想はされているなかですね、振内地区ではふるさと留学や新規就農者の若い夫婦受け入れ、すずらん福祉園とこころのホームとある程度人口の増える要素が見通したっておりますけども、若い人が安心してですね、子育てのできる環境がこれからまだまだ求められるのでは

ないかと思っております。そのなかでも、子どもたちにとってもですね、クラブ活動、また親に対しての地元での目配り双方ができるということで、いろいろ統合についても、いろいろ反対だとかそういうものがあつたと思えますけれども、今回ですね、振内中学校の統合問題にしてもですね、10年ぐらい経過したなかですね、今回、松本教育長の行政におきまして方針が変わつたといえますか、統合ありきではなく、前面に打ち出して話さないよということで、本年度早い段階で結論を出したいということとなっておりますけれども、当然ですね、地域住民や、保護者を優先に検討協議会を考えて進めていくべきだと思っております。また、地域との、学校との関係ということについてもですね、きちつとした道筋を考えるべきだと思えますけれども、いかがお伺いしたいと思います。

議長

教育長。

教育長

それでは学校の適正配置に関しましての振内中学校統合問題につきましてお答えをさせていただきます。学校の適正配置といたしましての町教育委員会の考え方ということにつきましては、平取町学校教育条件整備方針に基づきまして、小学校においては、集団形成ができる学級編制と効率的な教職員配置によります教育効果の確保向上を図る上での学校規模、また中学校に関しましては、学力向上、社会性を培うなかで生徒一人一人の個性を伸ばし、社会の変化に対応できる能力の育成を図るため、教育行政執行方針にも記述させていただきましたが、学級、学年間で競合し、切磋琢磨することが可能となる学級編制でありますとか専科教員による個に応じたきめ細かな指導体制としての教員定数配置ができる1学年複数学級の確保が望ましいものとする考え方に立つなかで、条件整備を行っていきたいとするものであります。このことにおいて、これまで、小学校では荷負小学校、中学校では貫気別中学校を統合するなかで学校教育条件整備方針に沿う学校規模の適正化に努めてきたところであります。また振内中学につきましても、この学校教育条件整備方針においては統合対象校となりますことから、保護者、そして地域に対し十分とは言えないまでも平取中学校への統合につきまして話し合いを行ってきたところでございます。振内中学校の統合に関し、問題を提起させていただいてから既に10年が経過しようとしている状況にありますが、私といたしましても本職に就任後、これまで中学校の保護者をはじめ、小学生、そして現在保育所に通っております保護者の方々とも懇談をもたせていただきました。私は話し合いのなかにおきましては、学校教育条件整備方針に基づく教育論を優先させるなかで、中学校期における子どもは多感な成長期にありますことから、確かな学力を身につけ、また人間関係について学ばせることが重要な時期であり、そのためには、人間関係を広げる体験の機会を多く持ち、また、お互いの多様な考え方や個性に触れながら、その生き方を学び、耐えていく教育環境が必要との考え方で、少なくとも毎年

学級の仲間が入れかわる学級規模にしたいということを申し上げてきたところでございます。これまでも決して統合ありきを前面に出しての懇談ではなく、教育委員会としての考え方を申し上げ、そして保護者の率直な意見等を承ってきたところでございます。ご質問にございます教育委員会は、これまでの方針を変えるなかで、今後統合問題について話し合いを行っていくのかということでございますが、方針を変更するというのではなく、学校教育の条件整備に関する考え方は従前同様でありますので、そのなかにおいて、より多くの学校統合についての考え方、思い等について広く聴取していきたいとするものでございます。話し合いが平行線をたどっていること、しかし、そのことにおいて、校舎の老朽化が進行することは周知の事実でございます。生徒をはじめ学校関係者の危険性を回避することも重要な課題であり、現状のままで過渡することには至らないものと考えておりますので、教育委員会といたしまして、熟議を重ねていくことでの執行方針としているところでございます。

議長

松原議員。

7番  
松原議員

統合ということは、まだまだ考えているということなんですけども、先ほども平村議員もちょっと聞いていたんですけども、この統合的な要素でですね、地域からは、小中学校の一貫性っていうか、そういう導入したりいろんなそういうかわりっていいですか、そういう地域ではそういう意見だとかっていうのは、今までは出ていなかったんでしょうか。

議長

教育長。

教育長

お答えを申し上げたいというふうに思います。ただいまのご質問中で、小中連携一貫教育ということについて、地域保護者のほうからそのような意見はなかったのかということでございますが、これまでの話し合いということにつきましては、この平成16年17年からですね、地域のほうに対しまして、話し合いをもっているという段階におきましてはこの一貫教育という連携、さらに一貫教育ということでの意見ということではなくて、小中併置校として学校として存続することはでき得ないかというようなことでのご意見等はございましたけれども、連携でありますとか、一貫教育ということでの意見はなかったというふうに認識いたしております。

議長

松原議員。

7番  
松原議員

これからですね、まだまだ子どもはだんだん大きくなっていきますし、条件も今言われたように学校の施設だとかそういうものに対してもですね、いろいろ支障をきたすような考えがありますので、どうかですね、地域と学校との関係

をうまくいくように早急に話し合いをしながら進めていってもらいたいと思っております。それでは次にですね、先程言われました耐震についてですけども、児童だとか学習の立場である非常時、地域の緊急だとか、そういうふう学校は役目を果たしているところで、安全の確保をきわめて重要であり、耐震化の推進が必要で、将来を担う子どもたちの命を預かる場所でもありますんで、整備をした上でさまざまな諸問題もクリアして耐震に一層進むようにしていかなければならないと考えておりますんで、これがやっぱり補修するのかまた、建て替えるかという、そういうこともですね、視野に入れて、今後ともですね、どのような考えをしているのかお聞かせください。

議長

教育長。

教育長

振内中学校の校舎、そして体育館ということにつきましては、昭和41年から昭和42年度にかけて建設されたものとなっております。このことにおきましては既に48年が経過をしようとしているところでございます。これまで、校舎等に関して部分的な修繕等は実施はいたしておりますけれども、大規模改修には至っていないという状況になってございます。あわせまして耐震化対策も講じていないということになっておりますので、いわゆる昭和56年基準につきましても満たしていない建物になっているところでございます。校舎の危険性ということにありましては、平成24年度において2回にわたりまして校舎軒天のブロック破片が落下、また、体育館天井の梁部分におけます損傷などが発生をいたしまして、それぞれ緊急の修理等は行っておりますが、校舎本体の根本的な安全対策には及んでいないというところでございます。現状において、統合に関し地域及び保護者の合意は得られないなかで仮にその統合への理解が得られた場合にありましても、最低でも2年ほどの統合への手続きに時間がかかるということもございまして、その間当然にして、校舎自体の耐力度は減少してまいりますので、生徒等の安全性は担保できないという状況になってまいります。校舎の安全性を保つなかで生徒の生命を守ることが極めて重要というふうになりますので、いかなる手段を講ずることが最良なのかしっかりと検討を行ってまいりたいと考えておりますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

松原議員。

7番  
松原議員

新聞等ですね、北海道新聞等でも古い校舎の修理だとか建て替えだとかっていうのは、国も費用削減ということで、できるだけ建て替えないで直すというような考えをもってますけども、できるだけですね、きちっとしたかたちで地域にわかるような方策を決めながらですね、地域の人方に発信できるような考え方をもち地域に必ずですね、話をしながら、進めていっていただきたいと思

っております。以上で質問を終わらせていただきます。

議長 教育長のほうから追加の答弁はございますか。教育長。

教育長 お答えをさせていただきます。ただいまの質問にございますけれども、文科省といたしましてもその古い校舎の改修の促進をしていくという状況にもございます。これまでもお答えをさせていただいておりますけれども、この統合ということにつきましては今後とも十分に保護者、地域の方々にお話し合いをさせていただきながらこのあり方等については検討させていただきたいというふうに思っておりますので、いずれにいたしましても、校舎の危険性ということが第一ということになっておりますので、生徒の安全性を確保するということからしても、緊急にこれらに対応していきたいというふうを考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

議長 松原議員の質問を終了いたします。9番藤澤議員を指名します。藤澤議員。

9番藤澤議員 9番藤澤です。最後の質問となりました。私は、この通告に従って町長に質問をいたすわけですが、この1、2、3と花、木、そして風景というふうなかたちで分けまして通告いたしましたわけでありまして。まず、皆さん当然ご存じのこのすずらんの群生地については、町民問わず、全道的にもあるいは全国的にも徐々に知れ渡ってきた平取町最大の景勝地といえますか、自慢できる場所ではないのかなとそういうことを考えております。しかるに、このすずらんのこっちから行けば道入って右側に広く群生するわけでありまして、実は左側の通路、奥に向かって左側の山手側ですね、水芭蕉の、これは私メートル、巻尺で測ったわけではございませんので、定かな面積はできないわけでありまして、けっこう広い水芭蕉の群生がございまして。まずこの認識からご答弁をお願いしたいと思います。

議長 産業課長。

産業課長 質問にお答えしたいと思います。水芭蕉の群生地につきましては数年前からそのような群生地があるということで連絡をいただいております。現地の確認を行っております。議員指摘のとおり、すずらん群生地の道路入っていきまして、すずらん鑑賞会の駐車場になっている場所から大体300メートルから500メートルぐらいの場所の左手奥ですね、山側といえますかそちらのほう、排水路等ありまして、その周りに群生地、かなり広い面積で群生地があるというのを認識しております。

議長 藤澤議員。

9 番  
藤澤議員

藤澤。私も実はハンターをやっておりまして、23年間随分あの一帯歩きました。もちろん奥の幸太郎沢もずいぶん歩きましたが、町内各地ですね、あれぐらの群生地は、まさにまれにみる広さであり、もう1か所については長知内ですけど、これちょっと規模が小さい、それから大水芭蕉についてはすずらん福祉園の裏手あるいはエコランドの山手側ですか、そういうような点を見ていると実は毎年友人が尾瀬の水芭蕉、毎年ハイキングですか、行ってる友人がございまして、実は花は終わっていたんですが、連れてきました。それで、もちろん尾瀬の広大な広さには全然かないませんが、部分的な込み合いというんですか、部分的にはすごいと。尾瀬にも部分的にこんなところは少ないのではないかとというようなうれしい言葉も聞いたわけでありまして。そして、今度木のほうにまいりたいと思いますけれども、宿志別の新しい橋ですね、行く手前に切り割り、掘り割りっていうんですか切り割りっていうんですか、削って道路が新しい道路ができて、まず一つ目聞きたいのは、移動した木ありますよね。確か1500万か2千万かけて500メートルぐらい移動したという大木たぶん柏だと思えますけれども、檜がしわだと思えますけど、その位置がわかれば後で教えていただきたいのと、町長には以前にお渡した、私勝手に描いた地図があるんですけども、これについて大変見事な、ましてや先ほど申し上げたように切り倒すには忍びないと移動してでも再生させるべきだという、いうなればどんぐりですか、こういうたぶん100何十年という年齢であろうと思えますが、特に太い木だけでも5、6本あるんですね。あと遠くに見下ろす滝の名前はよくわかりませんが、まあ自分では無名滝というかたちですね実は昨年ですね、日高振興局発信のちょっと教えたい場所どんなもんでもかまいませんよ、応募してくださいと、応募してみませんかという新聞とホームページでしたか、それに、実はこの1キロメートル四方の今言ったすべてが入ってるエリアとして応募したわけです。それで結果は、実はいろんな各町の産物を3千円ぐらいの品物、産物をいただいたわけですけども、まさに、いろんなもの出ました。80、100、例えば食事のメニュー、平取でいえばトマトのレストラン、食堂6店舗ですか7店舗ですか、トマトを扱った料理だとか、静内のロコモコ丼だとか、あるいは私の言うこの景色、風景については襟裳岬だとか類似の親子岩、あるいはレコードの湯から見下ろす太平洋の夕日だとか、そういう10傑のなかに実はこれ、このエリアを入れていただいたんですね。認めましたよ、よかったですねっていうような調子なんですけど、そういう意味で、この木についての認識も一応伺っておきたいと思えます。

議長

産業課長。

産業課長

お答えをしたいと思います。木でありますけれども、この地域については牧野の景観ですとか、牧野林、牧野のなかにある大木等でありますけれども、また



すずらん群生地の景観等で平取町重要文化的景観のなかの宿志別区域ということで選定をされているところでございます。議員が言われるとおりの内容、今おっしゃってございましたけれどもその内容によって平取町が申し出をして文化庁にその評価をされまして、平成19年に国より重要文化的景観の選定を受けたところでございます。平取町の文化的景観の保全活用につきましては、今後も年次計画によりまして保全整備をしていく計画というふうに聞いているところでございます。議員申し出の区域の今後の保全活用につきましてはそのように大木がありましてダムのからみで私文化財課長にいたときに1本大きな木を移設した経緯があります。ただ移設をいたしましたけれどもその木残念ながら死んでしまったというようなことがありまして、なかなか木の移設については慎重に進めないと、こういうようなかたちになってしまうのかなってというようなことで、大変、残念に思った記憶がございます。またこの地域の大木等、大きな木の部分でございますけれども、これについては、アイヌ文化環境保全調査係のなかで、調査をいたしまして、その地域については植物園として保全するのがよろしいんじゃないかというなかたちのアドバイスを辻井達一先生からも受けているところでありまして、その構想に沿いまして進められているというふうに聞いております。

議長

藤澤議員。

9番  
藤澤議員

そうですか、その移設した木なんです、私は翌年か翌々年、芽が出てきた、生き返ったというふうに聞いていたんですよ。それで、ある長老がですね、いみじくも、やー藤澤さん、木というのは特に大木というのは地下水脈なり、条件が整ってからはじめて大木になるんだと。移すのは無理だぞ、藤澤さん、とそういう、いま実は亡くなった方なんです、そう3年前でしたか言ってくれたおじいちゃんがいたんですよ。それも思い出しながら今は聞いておりましたが、では3、この風景としてですね、エリアとして、伺います。私は、ここ3年、おかげさまといいますか、九州、滋賀、埼玉から毎年お客さんがみえてですね、出雲からも来ましたね、実は盆前7月8月なるもんですからどうしてもすずらんには連れていけない。それでも先ほど申し上げましたように、尾瀬に行ってる方というのがこの埼玉のお母さんでございまして、そのつぼみ、あるいは枯れかけた程度のところを見てもらったということなんです。それで、この地域一体が隣近所にないような大木が保存されてるといことはつまり、町有地であり、または国有林に隣接していることであり、であるからして、なかなか戦時中からの戦前っていいですか過去からの伐採をまぬがれてきたという経過であろうと思うわけでありまして。それで、そのお客さんを迎えたとき、勢い、美瑛の丘が見たいという話が多いんですね。それで何回も言っておりますが、それに匹敵するような、事業の展開の仕方によってはそれに匹敵するような効果が得られるんでないか、その根拠はですね、町政の執行計画にもですね、

6 ページ林業対策、あるいは10 ページの観光レクリエーションの振興、18 ページ自然保護みどり豊かな環境、32 ページ文化遺産保護の関係からとこういうことをあわせて考えてもですね、特に、観光、レクリエーション、そしてそれに伴うところの自然保護というつながりになるかと思えます。そこで、アイデアの一つなんでありますが、その前に一つリスクも先に言うておかなければなりませんね。その前にリスク、考えられるリスクを先に言うてからしますが、まず交通量が増えて、何らかのご案内を申し上げて交通量が増え、またその橋から見えるチノミシリの山ですか、当然橋の上で駐車して写真も撮りたいのかな、そういう交通上の安全面ですね、それと、何年前でしたか口蹄疫、この人の出入りに特に敏感さを要求された口蹄疫そういうものも心配しなければならぬことだと思えますし、ヒグマの生息地である、これはがんじがらめに囲えばいいのかなと、そうもいかないのがありますがまずそういうリスクをお伝えしながら、次に進みたいと思えます。せつかくのもしこういうかたちでこのエリアが、世の中に示されるということになれば、当然すずらんの一時期ではなく、多分1 か月、1 か月半の愛でる時間があるのかなと、いうことになれば、当然、そこへ入るための道路、これはすずらん会場のような道路で結構だと思いますけども、用水路を掘ってある山手のところには、何か所か3 メーターぐらいの行き交うことができる程度の橋も必要であろうし、山側の土手には散策路、木造なりチップひいた道路なりの見学する道路が必要だということになります。そして質問の最後になるかと思うんですが、どうせであればオリエンテーリングですか、のような要素も取り入れながら、町内7 か所10 か所のポイントを置きましてね、例えばアイヌ博物館はプレートに「イ」という文字を打って、あるいは、どこどこの大木には「ラ」という文字を打って、例えばそれが7 か所があれば、当然紙を持って巡っていけば、文章になるわけですね。今、「イ」と「ラ」を言いましたけども、これはイランカラプテと書いてあるなと、それを持って、どこかの場所に提示すれば、あとから、その場でもよろしいし、あとからでもいいんですが、アツシ織のはぎれでもいいでしょうし、あるいは木彫の端材でもいいでしょうし、金のかからないような記念になるようなものも贈呈できると、そういうレクリエーション的なものも含めて、このエリアの、言うところのエリアの活用、大ざっぱで結構ですのでお答えいただきたい。

議長

産業課長。

産業課長

それではお答えさせていただきます。まずリスクというか、懸念される部分ですけれども、おっしゃるとおり、すずらんの群生地に行くまでの橋ですとか道路が整備されて、かなりスピードを出して車が通るようなかたちになっております。また橋からの景観は非常にすばらしくてですね、ぜひ車をとめてここで景色をみてみたいというような気持ちになりますけれども、今ダム建設が

始まりだして、かなり大型のトラック等も通っているというようなかたちで、総合計画のなかで地域の方からも、通る工事用の車輛の交通安全について、しっかり町のほうも業者のほうに言っていたきたいというような話もあったとおり、交通量もかなり多くなっているということで、いまの段階で自由に景観をみて、車をとめて景観をみるというかたちになるとかなり危ない部分があるので、その部分についても協議をしていかないとだめかなというふうに考えているところであります。またすずらん群生地奥の水芭蕉の部分についても、木道整備等考えられるところがございます。実際に検討もしたところでございますけれども、実際にその場所につきましては町有牧野の第15牧区のなかにかんがりの部分が入っているということで、議員おっしゃられるとおり特定多数の方が入ることとなりますと、家畜伝染病の関係ですとかそういう部分の心配もあるということで、またすずらん群生地の手前の駐車場のほうから山側を歩いて水芭蕉のほうに行くというかたちになりますと、かなり雑草ですとか雑木等がある場所に行く、また熊がかなり出没する地域でもありまして、そういう安全面の確保も必要になってくる。また、木道を整備するということになりますと財政的な部分でもかなりかかってくる部分があるということで検討を要していかないとだめかなというふうに考えております。いずれにしてもですね、あそこの一帯の景観等につきましては非常に貴重な自然財産でありますし、また地域的にアイヌ文化が残されている場所、チノミシリですとかそういう部分で非常に貴重な場所というような認識をしているところでございます。その地域の保全活用につきましては、今後平取ダムの建設と連動しながら関係団体、関係機関との協議を進めながら基本構想についても既に策定されている部分もあるということで聞いているところでございます。産業課としましては町有牧野と重なっている地区でもございますので、町の産業振興、畜産振興と観光振興の両面から調和のとれたかたちでの発展といいますか活用を念頭におきながら関係課または機関と連携を密にしながら協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。またその地域の大木ですとかそういう景観をみるに当たって、案内ですとか、解説の看板等の設置についても検討されてきているところでございますけれども、看板、案内標識等については町内そういう部分、統一されたようなかたちの看板等がふさわしいというようなことも言われておりまして、どのようなかたちの看板が一番その地区に溶け込んだかたちで説明されるようなかたちになるかというのを十分協議しながら検討していきたいと思っておりますし、言われた散策道フットパスについても、ダムの関係で、そういうものを整備するというようなことが話し合われているというふうに聞いておりますので、今後この地域を含めた平取町全体としての観光ですとか、そういうものの統一性や、連携のとれた保全整備の計画を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

藤澤議員。

9 番  
藤澤議員

ただいま産業課長が申されましたように、関連機関等と協調してですね、何がしかの町費以外のものももってこれるのかな、そういう考えももちろん十分に利用してですね、やって、これから考えていただきたいなと思っておりますし、最後一言申し述べておきたいことは、いろんな個人的な来町されたお客さんについても、あるいはすずらん会場、あるいは私はブログもやっており動画投稿、すずらん会場の動画投稿もずいぶん行ってるんですが、行き合った方には口頭で、いや、とにかく会場が営業本位でなくて、本当にこう林間、山間の愛らしいすずらん鑑賞会、本当にすずらんまつりでなくて鑑賞会でよかったな、いいことだわ藤澤さんと、そんなような声が多いんですね。私は今まで申し上げたことはうんと呼んで、ついでに物もうんと売ればいいかなというような口調にもなったかとも思うんですが、実は、この本当に静かでいいおまつりだな、鑑賞会だなんていうのを、町長にお伝えしてですね、質問を終わりたいなとそういうふうに思っていた次第でありますので、町長からもちょっとお願いして終わりたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは、私のほうからご答弁させていただきたいと思いますが、やはりいま交流人口の拡大等を図っておりますけれども、やはり来ていただいて、お金を落としてもらおうというのが第一ではなくてですね、やっぱり来ていただいて本当に感激してもらおう、もてなしの心が、それが必然的にお金に落ちるようなかたちになろうかなというふうに思っておりますので、今後とも、そういうかたちのなかで交流人口の拡大を図りながら平取の豊かな自然を満喫してもらおうというふうに考えているところでございます。ご承知のとおり、平取は豊かな自然と肥沃な大地そして豊富な水源のもとに新鮮な農畜産物が生産されまして、また、沙流川流域には古から先住民でありますアイヌ文化が息づいてきた町でもございます。先ほどの産業課長の答弁にも重なりますけれども、平成19年の7月にアイヌ文化の諸要素を現在に至るまでとどめながら、開拓期以来の農林業に伴う土地利用がその上に展開することによって、多文化の重層としての様相を示す極めて貴重な文化的景観との評価によりまして重要文化的景観の選定を全国で3番目、北海道で初めて指定を受けたところでございます。選定区域については、この本町地区の川向、小平から二風谷、そして芽生、糠平川地域の6地域全町にわたって指定をされたところでございます。特に芽生宿志別糠平地区も指定区域となっておりまして、ここは恵まれた自然景観、アイヌのチノミシリ、あるいはすずらんの群生地、水芭蕉、そして牧野の景観とびらとり和牛の放牧景観、また樹齢100年以上の名木もたくさんあります。また、本町地区にはアイヌ文化の博物館、あるいは義経神社、びらとり温泉等々の全町的に非常に恵まれた地域資源が豊富にございます。これらの資源につい

ては平取町の財産として、文化的な保全委員会のなかでも、全町を対象にしながらみどころマップというようなことで、現在作成をしてございまして、これらも街の人たちに満喫してもらえるようにPRをしていく予定でございまして、また先ほどちょっとお話がありましたように、平取ダムの地域文化保全対策検討委員会のなかでも検討されている眺望あるいは祈りの場の整備、それを結ぶフットパスコースの整備が予定がされてございまして、今後の整備につきましては藤澤議員のご提案も踏まえながらそれぞれの貴重な地域資源を結びつけながら、町全体としての整合性を図りながら、観光振興と保全を図りながら、町の活性化につなげていくことが重要だというふうに考えております。いずれにしても、第6次の総合計画のなかで、十分議論しながら計画的な整備に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長

藤澤議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了いたしましたので、日程第2、一般質問を終了いたします。

日程第3、報告第1号請願審査の結果報告についてを議題とします。請願第1号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する請願について、総務文教常任委員会委員長からの審査報告はお手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、報告第1号請願審査の結果報告については、報告どおり採択と決定しました。

日程第4、報告第2号請願審査の結果報告についてを議題とします。請願第2号特定秘密保護法の廃止を求める請願について、総務文教常任委員会委員長からの審査報告は、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、報告第2号請願審査の結果報告については報告どおり採択と決定しました。

日程第5、報告第3号請願審査の結果報告についてを議題とします。請願第3号労働者保護ルールの改悪反対を求める請願について、産業厚生常任委員会委員長からの審査報告はお手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、報告第3号請願審査の結果報告については報告のとおり採択と決定しました。

日程第6、請願第4号T P P交渉等国際貿易交渉に係る請願についてを議題とします。

お諮りします。請願第4号については、会議規則第90条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、請願第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。日程第6、請願第4号について採決を行います。請願第4号を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、請願第4号は採択することに決定しました。以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。本日は、これで散会いたします。ご苦勞様でございました。明日は午前9時30分より予算審査特別委員会を開催しますのでご参集のほどよろしくお願いをいたします。なお、本日この後、議員全員協議会をこの場におきまして2時15分より開催したいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

(閉 会 午後 2時01分)